				負
第	3 1	号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	·148
第	3 2	号議案	埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	·165
第	3 3	号議案	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	·166
第	3 4	号議案	埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·175
第	3 5	号議案	医療法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·176
第	3 6	号議案	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	·177
第	3 7	号議案	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·178
第	3 8	号議案	埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	·182
第	3 9	号議案	埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例	·184
第	4 0	号議案	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	·185
			埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	
第	4 2	号議案	埼玉県公立学校情報機器整備基金条例	·187
第	4 3	号議案	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	.189
第	4 4	号議案	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	·19(

第三十一号議室

を改正 害 \mathcal{O} する条 日 常 生活 例 及 び 社会生 活 を総合的 に支援す る た \Diamond \mathcal{O} 法 施 行 例 \mathcal{O}

成 二十四 障 年 害者 埼 玉 \mathcal{O} 県 日 条例 常 生 第 活 六 及 十七号) び 社 会生 0 活 を総 _ 部 合 を 次 的 に支援する \mathcal{O} ょ う に 改 正 ため す る。 \mathcal{O} 法 施 行 例 立

次 中 第 百 四十 九 条 \mathcal{O} 四」を 「第百 兀 $\overline{+}$ 九 条 \mathcal{O} 五. に 改め

る を 第 八条中 第五 条に」 \neg 同 とあ 条」 る と あ \mathcal{O} は る 0) 「第七条に は 「省令: 第 お 七 11 て準 に 用す お 11 る て 準 省令第五条に」 用す る省 令第五 _ に改 条」

第 第 号 + \mathcal{O} 六 次 に 条 次 中 \mathcal{O} 第 兀 号 を を 第 加 五号と える。 第三号 を第 兀 号と L 第二号 を 第三号と

活を営 指定居 むことが 宅 介 護 $\widehat{\mathcal{O}}$ できるよう、 提供 に当た 利用 0 7 者 は、 \mathcal{O} 意思決定 利 用 者 が É \mathcal{O} 支援に配 立 た 日 [慮す 常 生 ること。 活 又 は 会

款 を 障害児相 \mathcal{O} 談支援事 六第二項に規定す 第二十七条第一 族並 に改 第一 \mathcal{O} 談 め \mathcal{C}^{κ} 十七第二 項 業者等 支援 の居宅 当該 同条第二項中 (児 項に 項 利 と総称 る指 用 中 童 介 規定す 護計 者又 福 \neg 定障 祉法 次 項及び す 画 は 「当該 る指 害児 障 る。 昭昭 \mathcal{O} _ 害 定計 居宅 相談支援を 児 第三項並 和二十二年法 に」を加 改 \mathcal{O} 保護 介護 画 8 相 る 者に 計 談支援を びに第三十一条第三項」 え、 V 画 う。 律第百 [を」の 対 同条第三項中 し $\overline{}$ 7 11 指定 六十四号) う。 下 を行う者 に 以 下 計画 「利 同 相談支援(法 用 (以 下 ľ 第二十四条 者 居 を「 及びその 宅 介護計 「指定特 又は 以下 の 二 第 同 画 居 五 \mathcal{O}

第三十一条に次の一項を加える。

4 適 を原 切 サ 深則とし に 利 F, 用 ス た上 提 者 \sim 供責任者 で、 \mathcal{O} 意思決定の 利用者が は、 業務 自 支援が行われるよう努め ら意思を決定することに困難 を行 うに当たっ ては なけ 利 用者 れ を抱 ば 0 なら 自 え 己 る場合 な 決定 \mathcal{O} に 重

第四 十四四 条 の二中 及 U 第百 +-条の二」 を \neg 第百 + 条 の二及 \mathcal{U} 第 百 兀 + 九 条

 \mathcal{O}

 $\stackrel{\smile}{=}$

に

改

 \Diamond

る。

項 を 五. 加 え 九 条中 第三 項 を 第 兀 項 第二 項 を第三 項と 第 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O}

指定療 で きる ょ 養 う、 介護事 利 業者 用 者 \mathcal{O} は 意思決 利用 定 者 0 が 支援 É 立 に L 配 た 慮 目 常 な 生 活 け れ 又 ばな は 社 5 숲 生活 を 営

支援 項 配 第 慮 中 「 行 項 0 中 0 VI ر ۲ に を 改 「 行 う \mathcal{O} 条、 \otimes 次 司 ととも 条 条第 及 \mathcal{U} + 第 項 百 中 利 九 用 +第 者 八 七 条 項 自 \mathcal{O} 己 六 を 決 定 「第 を \mathcal{O} 尊 八 項 重 \mathcal{O} 及 に、 U 意思決 に 第 改 定

 \mathcal{O}

同

業者等」 者 に改 項 第 るととも を第四 八 を、 項を第 め、 を加 項と 同項 こを加り 九 開 九 項」 を同 え、 催 項とし、 し
の に改 条第 第二 同 え、 項 項 七 同 を同条第 同条第七 . 項を同 \mathcal{O} に 項 同 次に とし \neg 項 を同条第十 条第 項 次 当 八項とし、 同条第五 \mathcal{O} 該 中 六 利 利 項を 項と 用者 用 の生活 加 Ļ 項中 者 同条第六項中 え 同条 る。 \mathcal{O} 利 Ļ 下に に 対する 用者」 中 同条中第九項を第十項と 第 「及び指定特定 兀 「第四項」 項を第 意 \mathcal{O} 向 下 等を に 五 改め 項と 及 を び 相 当該 第五 談 支援 確 認す 利用 項 第三

3 る 場合に に ア 判 セ 断 ス は メ 能 力等 ン 適切に トに当た 0 V 意思決定 て丁 0 ては 寧に 0 支援 把 利用者が 握 を行 な け 5 自 ため、 れ 6 ばなら 意思を決 当 な 該利用者 定 VI す Ś ことに \mathcal{O} 意思及び 木 難 を抱 選 好 並 え

第六十一条に次の一項を加える。

2 適 を サー 切 原 則 لح 利 F, ス 管 用 た上 者 \sim 理責任者 で、 \mathcal{O} 意思決定の 利用者が は、 業務 自 支援が行わ ら意思を決定することに困難を抱 を行 うに当 れるよう努め た 0 て は な 利 け 用者 れ ば 0) なら 自 える場 己 決定の な V 合 重

雇 第百六条 九 九 規定す 八 十 五 十· 五. + \mathcal{O} 七 る障 中 条 条 進 条 第三項 の 二 \mathcal{O} 中 等 !害者就 に 兀 「第六十 関 第 中 す 項 を 第百 **業** 第 る 兀 法 中 項と 四十 生活 律 「障害者就 (昭 支援セ 九 を 条の三」 和三十五 「第六十 第二項を第三項とし ン 業 • タ を 年 生活支援センタ 一条第 第 法 を 律第百二十三号) 11 百四 う。 項 以 に 九条 下 ر ا ص 同じ。 改 第 __ \mathcal{O} 8 る。 四 項 第二十七条第二 下に \mathcal{O} に改 次 . 「(障 に を 8 加える。 次 \mathcal{O} 害 __ 項 者

項

 \mathcal{O}

指定 短 期 入 所 事 業者 は 利 用 者 が 自 立 た 日 常 生 活 又 は 社 会 生 活 を む

を

加

える

第百十七条を次のように改める。

が

できるよ

う、

利

用

者

 \mathcal{O}

意思決

定

 \mathcal{O}

支援

に

配

慮

な

け

n

ば

な

6

な

レト

(実施主体)

百 +七 条 実 施 主 体 に 係 る 基 準 は 省 令 第 百 三十 · 条 に 規 定 す る 基 準 \mathcal{O} 例 に ょ る

こととする。

項 を 第百二十条中 加え 第三 項 を 第 兀 項 第二 項 を第三 項と 第 項 \mathcal{O} 次 12 次 \mathcal{O}

活を 指定重 営 む こことが 度 障 害者 で きる 等 包 よう、 括支援事業者 利 用 者 は、 \mathcal{O} 意思 利 決 用 者 定 が \mathcal{O} 支援 自 立 に L 配 た 慮 日 常 な 生活 け 又 れ ば は な 社 会 生

び そ 0 百 司 居 \mathcal{O} 条第二 家 族 並 項 び 中 指 「当該 定 特 定 重 相 度 談支援 障 害者 事業者等に」 等 包 括 支援 計 を加え 画 を る \mathcal{O} 下 利 及

「第三十条」 \mathcal{O} 下 条第 兀 を 加 え

一条第 百 項」に 中 改 8 同 条第 八 項 _ を 同 条 第 九 項 に、 「第六 +_ 第 六

条を第百 百 九 百 兀 兀 几 匝 四」を 九条 九 九条 条の 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 三中 四中 中 第 \mathcal{O} 兀 百四十 と 「次条及 「第百六十二条 第百六十二条 九条 第百 び \mathcal{O} 第 兀 五 に 百 九 の 三 二 兀 \mathcal{O} 条の二の 匹 改 九 め、 を 条 \mathcal{O} 「第百六十二条の 「第百六十二条の 同条を第百四十 匹 次に 次 以以 \mathcal{O} 下この 条を加える。 九条 五 匹 の五とす に、 に改 改 \Diamond 百

(共生型自 基 準 立 訓 機機 能 訓 \mathcal{O} 事 業を行う指定通 所 IJ ハ ビリ テ シ 日 ン

は、 通所 +省令第百六十二条 IJ 九条 ハ 彐 ビリテ 事業者 の 三 シ 共 (指 生 彐 定 型 の三に規 事業者 自 宅 立 サ 訓 定 を でする基 ピ 11 (機 う。 ス 等 能 準 $\overline{}$ 基 訓 が 当 準 \mathcal{O} 練 例 第 によ 該 百 \mathcal{O} 事 +事 業に ることとする 業 条 を 第 関 行 L う て満 項 に 定 たす 規 通 定 所 す ベ IJ る指 き基 定

規定す 百 五. る 十条中 病 院 等基 基 準 準 該 該 当 当 É 障 立 訓 福 練 祉 サ 機 能訓 ビス 及 び 」 \mathcal{O} 下 K を 「省令 加える 第百 六 十三条 0) 三

第百五十条の二の次に次の一条を加える。

(病 院 又 は 診 療 所 に お け る基準 該 当障 害福 祉 サ ピ ス 自 立 訓 15 関 す る

一条第 百 関 百 五. 五. す 十九 る 条 項」 \mathcal{O} 条中 三 は 病院 改 8 同 条第 又 第 は診 百六十三条 八 療所 項 を お 同 の三に け 条第 る 基 規 準 九 定す 項 該当障 る基 に、 害 準 福 第六 \mathcal{O} 祉 例 サ に + よることと ピ ス 自 を 立 す 訓

を 法 律 ٧١ う。 百六 第百二十三号)第二十 以下 八条第二項 同じ。 \smile 单 を 削 七条第二 (障 る。 害 者 項 \mathcal{O} に 雇 規 用 定 \mathcal{O} す 促 る 進 障 等 害 に 関 者 就 す る法 業 • 生 律 活 (昭 支援 和三十五 セ ン タ 年

七 一項」 十二条中 に 改め 同 条第 八 項 を 同 条 第 九 項 に 第六 + 条」 を 第六

に、 百八 第六 十五 条 条 中 第百 第 六 匹 七 条第 条及 び 項 第 百 に 七 改 \aleph を 及 U 第 百

を 六 項 第 百 百 九 · 二 条 」 条第 中 を 加 え 第 る 項 百 とあ +る 改 一条 \mathcal{O} は め カュ 第二百二条 <u>ک</u> 省 を 令 第 第 百 に 六 百 お 八 +条 7 カュ 用 6 す \mathcal{O} る 下 令 百 + 百

条」 て準 と カコ 百 5 九 する \mathcal{O} + に、 下 兀 に 条 省令第百 中 第六十 第三 第 百 九十二条第六項」と」 項 八十条 を 中 「第百九十二条」 「第六十 几 項 一条第 を 加え 「第百 項 る。 とあ 八 る に + 改 \mathcal{O} 条 8 は カン 第二百 5 省 令第 を 六 百 六 百 +お

第百九十四条の六に次の一項を加える。

2 切に サ 利 F, 用 ス た上 者 管 理責 \sim で、 \mathcal{O} 任 意思決定 者 用 は、 者 が 業務を行うに当た \mathcal{O} 自 支援が行われ ら意思を決定することに るよう努めなければならない 0 ては 利 困難 用 者 を抱 \mathcal{O} 自己 える場合 決定 \mathcal{O} 尊

第百九十四条の十七を次のように改める。

第百九十四条の十七 削除

話 ね 装置 週 第 に 百 等 九 を活 口 厄 以 Ė 条 用 \mathcal{O} て + を を加 定 \mathcal{O} 見 える 期 出 的 に 中 に 訪 改 問 \Diamond を \neg 訪 に ょ 問 等 り に 0) 改 下 に &同 又 条 は 中 テ お ピ お

百 九 活 +援 百 助 九 几 条 十四条の二十 \mathcal{O} 画 六 二 と、 中 Ė を 第六十条中」 中 \neg 第百 \neg 第六十 九 +に、 条中 四条 Ľ の六 を 同 第一項中 条第八項」 \neg \neg 療養介 護計 12 を 同 改 画 \Diamond . 条第 る と あ 九 項 る \mathcal{O} に は 自 第 立

住 \mathcal{O} 的 居 を希 着 \mathcal{O} 望 に 確 \mathcal{O} 九 保 下 する入居者 必 要 五. 係る援 な 条中 行行 援 助 VI 「又は 助 を 又は 適 そ 9 き当該 食事 切 \mathcal{O} 他 カコ つ効 居 ħ \mathcal{O} 日 宅 に 介 常 護」を 果的 に 併 生活 お せ に け て、 る \sim 若 \mathcal{O} 自立 を加える 居宅におけ 移 行及 し < た 日 は食 び 移 る自 事 常 行 生 0 後 介護」 活 立 \mathcal{O} した \sim 定着に関 \mathcal{O} 移行 目 12 常生活 改 及び 8 する相 移行 \sim 0) 効 果

居 宅に 百 お 九 ける 自立 条 \mathcal{O} 二第三 した 日 常生 項 中 活 一必 \sim 要な援 \mathcal{O} 移行 後 助 \mathcal{O} 定着 \mathcal{O} 下 に に 必 「を 要 な 行 援 助 又 は を 加 れ え る。 に 併 せ 7

項とし える。 百 九 第三項を 条 \mathcal{O} 第 五. 第 兀 項 _ 項中 と 次 第二項を 項 を り第三項 第三項」 ع に 改 第 8 _ 項 \mathcal{O} 同 次 条 に 中 次 第 兀 \mathcal{O} [項を第 _ 項 を 五. 加

2 ことが 指 定 共 で 同 る 生 ょ 活 う、 援 助 利 事 業者 用 者 \mathcal{O} は 意 思 利 決 用 定の 者 が 支援 自 立 に L 配 た 慮 日 常 な 生 け 活 n 又 ば は な 社 6 会 生 な 活 VI to

第百九十八条の六に次の一項を加える

2 切 原 サ 則 利 と ピ ス 管 者 た 上 理 責 \mathcal{O} で、 任 意 思 者 用 決 は 者 定 L が 自 業務を行うに当 \mathcal{O} 支 ら意思を 援 が 行 われる 決定 た することに困難を抱 よう 0 て 努め は な 利 け 用 者 れ ば \mathcal{O} なら 自 える場合 己 な 決定 \mathcal{O}

第百九十八条の六の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

九 七 域 と \mathcal{O} 係 る は 省 百 \mathcal{O} 七

準 例 によ る と す

百 \bigcirc 四を次 \mathcal{O} う 改 \otimes

協 力 医 療 機 関等)

一百 兀 協 力 医 療 関 に 係 る 基 準 は 省 令 第二百 十 二 条 \mathcal{O} 兀 定 す

 \mathcal{O} ょ ることと する

第二百 十二条の 条中 七 十六 \otimes 条 削 り 第 百 条 \mathcal{O} 兀 第 項 省 令

百 兀 第 項 に 改

な援 相談 第二百 せ 助 て 行 一条 に わ 改 れ 浴 8 る 0 る。 居宅 二中 せ に 0 若 入 お 浴 け る < 自 は 排 食 せ 立 事 9 \mathcal{O} た 介 食 H 常 護 事 生 そ \mathcal{O} 活 \mathcal{O} 介 他 護 \sim \mathcal{O} \mathcal{O} そ 移 日 \mathcal{O} 行 常 他 生 及 \mathcal{O} 活 び 日 移 上 常 行 \mathcal{O} 生 後 援 活 助 上 \mathcal{O} 定 又 \mathcal{O} は 援

第二百 移行及び 0) 援助」 一条の二の の 下 に 行後 \mathcal{O} 「又はこ 定着 中 に 必 れ 又 要 に は 併 な 食 援助 せ 事 て \mathcal{O} 行 介 を加 護 わ れ る居宅 え る 若 に お け は る 食 自 事 立 \mathcal{O} L 介 た 日 常 改 活 \Diamond

第二 百 条 の 二 の 九 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \otimes る

地地 域と \mathcal{O} 連携等

第二百 一条 \mathcal{O} \mathcal{O} 九 地 域 と \mathcal{O} 連 携 等 に 係 る 基 は 省 令 第二百 十三条 \mathcal{O} + に

定する 準 \mathcal{O} 例 12 ょ る こととす

二条 百 第二百 十二条の 令第二百 準用 \mathcal{O} 四 す る と 読 四 第 十二条の 二百条 の 二 み替え とあ \mathcal{O} る 兀 \mathcal{O} る 第 中 \mathcal{O} 兀 は 第 項」 に改 「第二百 第七 項 に、 8 Ĺ る を 十三条 「省令 六 条 読 4 替 第二 を \mathcal{O} え + 削 る 百 ŋ -に 十 -三条の を「、 お 第二 V 7 第二 準 + 百 甪 に す 百 条 る 条 お \mathcal{O} 省 \mathcal{O} V 令 兀 7 \mathcal{O} 中 準 用 に 第二 す 百 お

る。 に お け る 百 自 条の二 立 た \mathcal{O} 日 +常 生活 -中 \sim 「援助及 \mathcal{O} 移 行 Ű 及 び 移 を 行 援 後 助 \mathcal{O} 定 又 は 着 に れ 必 要 に な 併 援 せ 助 T 行 及 わ び Ĺ れ に る 改 居 \Diamond 宅

行 援 及 U 移 百 \mathcal{O} 後 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 又 着 は 中 又 必 n 要な に は 併 食 缓助」 せ 事 7 \mathcal{O} 行 介 を わ 護 加 ħ え る を 居宅 に お け は る 食 事 自 立 \mathcal{O} L 介 た 日 常 に 生 改 活 \emptyset \sim \mathcal{O}

に、 百 百 百 九 \mathcal{O} + \mathcal{O} \mathcal{O} 条 兀 匹 \mathcal{O} 第 中 第 六 項 項 を に、 _ を 七 第 百 六条 省 九 令第 及 + び 八 同 を 条第二 条 百 削 \mathcal{O} 十三条 1) 六 第 項中」 \mathcal{O} 第 項 三十二 三百 を に、 及 _ に 条 び お \mathcal{O} VV 三に 7 条第三項 百 進 九 用 お + す しい 九 中 る 7

二にお に を お $\vec{}$ \mathcal{T} V 準 百 用 準 百 九 す 条 んる省 \mathcal{O} す 兀 る 令 中 省 \mathcal{O} 第二百十二条 令 \neg 第二百 第二百 一十二条 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 四 七 \mathcal{O} _ کر 四 \mathcal{O} と と 読 み替え あ とあ 百 る 九 \mathcal{O} る + る \mathcal{O} は 九条」 は 「第二百 に改め 「第二百 に、 1十三条 1十三条 4 の二十二 \mathcal{O} える

条に 第二百二条 規定す る指 中 定 医 療 指 型児 定 医療型 童発達支援 児 童 発 達支援事 事業 が所を 業 V う。 所 (指定) _ 通所支援 を削 基 第 五. 六

第九 第二百 十条 第一 「第六 項 中 条 第三項を」 を 「第六 を +「第 _ 条第 兀 項を」に、 -項」に改 「同条第 める 八 項 を 同

る 第二百十条 の二第 __ 項 中 第百 四十 九 条 \mathcal{O} 兀 を 「第百 兀 + 九 条 \mathcal{O} 五. に 改

第二百 十 二 条中 兀 項 を 第 六 項 と 第三 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 え

- 4 \mathcal{O} 相談 指定 L 望 0 支援 認 つ、 障 に す 沿 害者支援施 事業若 利用 0 るととも て地 者 域 \mathcal{O} 設 生 < 地 活 は 域 等 法第七 生活 は \sim 特 定 \mathcal{O} 移 相 利 \sim 行 談 + \emptyset 用 -七条第 移行 に 支 者 向 援 \mathcal{O} 事 に け 自 た 業を行う者 三 関 己 措 す 項各号に 決 置 定 る 意 を 0 講 尊 向 と連 掲 ľ 重 を な げ 把 及 携 る事 握 び け 意思 を ħ L 業を行 ば 図 当該 決 な り 6 0 定 つ、 な う者 意向 0 支 文は を定 援 利 用 に 者 期 配
- 5 以 0 を行 外 定障 指定障 尊 に 重及 相 お 害者 な け 福 支 び 援 意思 け る 祉 指 れ 事 サ 支 業 援 ば 定 決 文 障 定 施 な ピ 害 設 は ス 6 \mathcal{O} 支援 特 等 な 福 祉 定 \mathcal{O} は 相 サ に 利 配 用 利 談 支 慮 状 用 ピ 援 ス 況 者 し 等 事 0 等 \mathcal{O} 業 当 2 を \mathcal{O} 把握 利 該 を 指 行 用 利 用 定 に う するととも 障害者· 関 者 者 す \mathcal{O} لح 当 連 る 支援施 携 該 意 を 向 指 义 を 定 障 設 定 利 ŋ 期 害 用 等 0 的 者 以 者 0 支援 に \mathcal{O} 確 自 必 要 己 お な 決 け 援

 \mathcal{O} 第二百三十 項を 加 え ·四条中 第三 項 を 第 兀 項 لح Ļ 第二 項 を 第三 項 لح 第 項 \mathcal{O} 次 に 次

2 が 指定 できる 障 害者支援 よう、 利 施 用 設 者 等 \mathcal{O} は 意 思 利 決 用 定 者 \mathcal{O} が 支 自 援 立 E し た 配 慮 日 常 し な 生 け 活 れば 又 は な 社 会 6 な 生

及 び 第二百三十 意思 11 移 う。 行 す \mathcal{O} 決 意 合 定 向 に \mathcal{O} 五条第二 が 支援に 確認 把 お 握 V て 担 当 配 項 た 慮 利 者 サ 中 用 以 行行 者 ピ 9 つに 下 ス \mathcal{O} い」を「行 \sum_{i} 管 地 域 \mathcal{O} 理 改 款に 責任 生 め、 活 お 者 うとともに、 \sim 司 は V \mathcal{O} 項に後段と 移 て 行 省令第二 地域 に 関 利 す 移 行等 + る 用 て 者 意 兀 次 意向 向 条 \mathcal{O} \mathcal{O} の三第 等 よう 己決定 確 を 踏 認担当者 ま _ 加え 項 え \mathcal{O} 0 尊

に 改 8 百三十 司 項 五. を 条 司 条 第 第 +項 中 項と 第 七 項 司 条 を 中 第 八 九 項 項 を 第 に + 項 第 八 項 第 八 項 を 第 第 九 九 項 項

項と 項 に」を加 援を行う者 利用者」を、 لح 開 に改 催し」の 同 第二項 え、 \otimes 条第 下に 七項 同 を加 同項を同 「担当者 項 \mathcal{O} を同 え、 次に 中 等 次 条第六項と 当該利用者 条第七項とし、 \mathcal{O} 項を同条第 \mathcal{O} 一項を加える。 下に \mathcal{O} \neg 下に の生活に 八項と (地域移行等意 同条中 同条第五項中 万及 対する意向等を改めて確認するととも び当 第 四項を第五項とし、 同条第六項中 利用 向確認担当者を含む。 利 用者」 対 して指定計 第 \mathcal{O} 下に「及 兀 項 第三項を を 画 (び当該 第四 第五 談

3 場合に に判 ア 七 ス 能 は 力等 ン 適切に トに当た に 9 意思決定 V て丁 0 ては 寧に \mathcal{O} 利用者が 把握 支援を行 なけ う 自 ため れ ら意思を決 ばなら 当 な 該利用者 定 す Ś ことに \mathcal{O} 意思及び 木 難 選好 を抱 並 え

第二百三十六条に 次 \mathcal{O} 項を加 える。

適切に サー 原 則 利用 とし ピ ス 管理責任者 者 た上で、利用者が \sim \mathcal{O} 意思決定の は、 業務 自 支援が行われるよう ら意思を決定 を行うに当 た する 0 て ことに困難 努め は なけ 利 用 者 れ を抱 ばならない 0) 自 え 己 る場合に 決定の 尊 重

第二百三十 - 六条の 次に次の二条を加える。

地 域 \mathcal{O} 連携等)

第 二百三十六 条の二 地 域 と \mathcal{O} 連 携 等 に係る 基 は、 省 令第二十 兀 条 に 定

(地域移行 等意 向 確認担当者 \mathcal{O} 選 任 等) する基準

 \mathcal{O}

例

によ

ることとする

第二百三十 二十四条 六 の三に規 条 の 三 定 す 地 る 域 基 移 行 準 \mathcal{O} 等 例 意 向 に 確 よることとする 認 担 当者 \mathcal{O} 選任 等 係る基 準 は 省

百五五 + 九条を次 \mathcal{O} ょ う に 改 \otimes る。

(協力医 療 機 関等)

第二百五 九 条 協力医 療 機 関 等 に 係 る 基 進 は 省令 第 兀 六 条 に 規 定す る

例に よることとする

第二百 六十 六 、条を次 のよう 改 \otimes る

二百六 十六条 削

第二百 兀 条中 第三 一項を第 兀 項 第二 項を第三項とし、 項 \mathcal{O} 次 次

 \mathcal{O} 項を加 え

2 きるよ <u>څ</u> 護事業者 利用者 五. 条第 \mathcal{O} は 項中 意思決定 利 用 「第十二条第 \mathcal{O} が 支援 自 立 12 L 配 た 項 慮す 目 第 常 五. る 生活又は 項 よう を 努め 「第十二条第一 社 なけ 会生活 れ を営 ばならな じむこと 項 第五 で

意思

定

支援

配

0

<u>し</u>

改

8

司

条第十

項

中

「第七

項」

を

第

八項」

に

条第二

項

中

「 行

V

を

「行う

ととも

に

利

用

者

 \mathcal{O}

自

己

決

定

O

尊重

及び

項と 第三項を第四 該 五 談 認するととも 利用者」を、 項 支援事業者等」を 八 に改 項 め、 八項を第 項とし、 第 に」を加え、 同項を同条第七項 開 九 加え、 催 九 項 項とし、 ľ 第二項の に改 \mathcal{O} 同項を同条第 同項を 下に 次 同 に次 1条第七 とし、 司 同条第六項と 項を同条第十 \mathcal{O} 八項とし、 項 一項 該利用者 同条第五 中 を 「利用者」 加 の生 一項と え 項 同条第六項 中 同条中第四 活に対する意向等を改め 「利用者」 の 下 に 同条 中 万及 項を第五 「第四項」 中第 \mathcal{O} 下 び ·に 「 及 指定 九 項 一項と 特 を第 を 定 び 当 相

3 利用 す る 者 ことに \mathcal{O} F, ス 意 思 管 理責任 及 困難を抱える場合には、 U 選 者は 好 並 U ア に セ 判 断 スメントに当た 能 力 等 適 切 に 9 意思決定 V 0 て 丁 7 寧 は 0 に 把握 支援 利 用 を 者 な 行 が け う 自 れ ため、 6 ば 意 な 思 を

第二百八十六条に次の一項を加える。

2 適切に 第三百-第三百二十二条第一項中「第三百三十一条」 原則 サ · 利用 とし F, 八 ス た上 管理 条 者 中 \sim 責任者 で、利 \mathcal{O} 第二百八十六条」を「第二百 意思決定の支援が行われるよう努 用者が自 は、 業務 ら意思を決定することに困難を抱 を行うに当たっ を「第三百二十九条の二」 ては 八十六条第一項」 め な 利 け 用者 れ ばなら \mathcal{O} える場合 に改め 己 な 決定 VI に \mathcal{O} 改 \Diamond 重

二百八十六条」を 第三百二十三条及 「第二百八十 び第三百二十 -六条第 八 条 _ 中 項 司 に改め 条第 八 項 る を 司 条第 九 項 に

る

第三百二十九条の次に次の一条を加える

(規模

第三百二十 業所」とい 移行支援事 \mathcal{O} で なけ 九 ればなら う。 業者」 条 0) という。 は、 な 就労移行 十人以 VI $\overline{}$ 支援 が 上 当該 \mathcal{O} 人 \mathcal{O} 員 事 事 業を行 業を行 を 利 用 う う者 させることが 事 業所 议 下 以下 ر で 0 きる 節 就 に 労移 規 お 模 行 を 7 支援 有 す 就

第三百三十条中「次条に規定する」を削る。

移行支援事 第三百三十一 11 う。 業者」 条中 と を「就労移行 いう。 「就労移行支援 が 支援 当該 事 事 \mathcal{O} 業を 業者 事業 行う事業所 を行う者 が就労移行支援事業所」 议 (以 下 下 \mathcal{O} 「就労移行支 節 に改 お V め 7 就

第三百三十 労移 九 五. 行支援 一条ただ -七条中 項 事 ,業所 第三百 書中 「第 を除 一百 生 五. 活 条 まで 介護事 十六 条」 業所」 を を削 を 「第三百 第二 とあ り、 百 四条まで」 る 第三百 $\tilde{\emptyset}$ 八 は + 六 「就労移 八条中」 条第 に、 項 司 0 支援事 下 条第 に 改

介 護事 業所 とあ を加 え る \mathcal{O} 労 移 行 支援 事 業所 (認 定 就 労移 行 支援 業所 を

第三百 項 五. に 十二条及 改 8 る \mathcal{C}^{κ} 第三 百 五 +五. 条 中 第 百 六 条 を 一百 八 六

-五条に 第三百 規 五. 定す +六 る指 条 第 定 項 医 療 中 型児 童 指 発 定 達 医 支援 療 型 を 児 V 童 発 支 援 \mathcal{O} 事 定 を 通 削 所 支援 Ŧī.

第三百 九十 兀 条 中 兀 項 を第 六 項 لح 第三 項 \mathcal{O} 次 に 次 の 二 項 を 加 え

- 4 に沿 する 障害者支援 事 0 業若 用 ととも て 地 者 域 \mathcal{O} 生 地 活 設 は 域 特 法 生 は 定 活 \mathcal{O} 第 移行 相 七 利 \sim 用者 談 \mathcal{O} 支援 に 七 移 向 条 行 \mathcal{O} 事 け 第 自 た措置 三項 業 関 己 を行 す 決 各 定 る う者 号 を 意 \mathcal{O} 講 向 尊 掲 を把握 重及 U 連 な げ る け U 事 を 意思決定 れ ば 义 業 な V) を 当 該 行 5 0 な つ、 う 意 \mathcal{O} 支援に 者 向 · 文 は を定 期 配 者 的 般 慮 \mathcal{O} 相 9
- 5 特定相 福祉 決 障害 定 ピ 0 1者支援: サ ス 支援 等 談 支援事 0 ピ に ス 利 施 設 等 配 用 業を行 慮 は \mathcal{O} 状 況 利 L 利用 用 0 等 を把握 つ、 う者と連 12 関 者 す 利 Oる 用 するととも 当 携 意 者 該 を図 障 向 \mathcal{O} 当 害 を 該 定 者支援施設 り に 期 障 9 的 つ、 害 者 利用 に 支援施 確 必 要な 認 者 以 外 OL 援 に 設 自 助を 以外 己 お _ 決定 般 け E 行 相 る わ 談 お 指 \mathcal{O} 支援事 な ける 尊 定 障 け 重 指 及 れ 定 ば U 意 障 な 又 祉

項 を 加え 四百 九 条 中 項 を 第 兀 項 第二 項 を第三 項と L 第 項 \mathcal{O} 次 次 \mathcal{O}

意 思 改 決 \Diamond 匹 るよ 障害 定 百 者 \mathcal{O} 同 う、 支援 条第二 支援 第 利 に 施 用 配 項 項 設 慮 中 中 \mathcal{O} は し 行行 第 思 9 利 <u>し</u> V 決 用 を に 条第二号 \mathcal{O} が 改め 支援 行行 自 立 うととも L 同 1 配 た 項 (3)慮 日 す に後段とし 常 に を る 生 活 利 第 又 用 努 は 7 者 \Diamond 社 条第 会生 次 \mathcal{O} \mathcal{O} 自 け ょ 己決 活 n う 項 ば を に 定 第 営 加 \mathcal{O} 一号 6 む え 尊 る 重 及 (3)が てド 7

とする う。 \mathcal{O} 意向 場 合 が に 握 認 お 担 V て、 当 た 利 者 サ 用 。 以 者 \mathcal{O} ピ 地 ス 域 \mathcal{O} 管 生 節 理 責 活 12 お 任 \sim 者 \mathcal{O} VY は て 行 省令 に 地 関 域 移 第 す 行 る 意 等 九 向 意 条 等 向 \mathcal{O} を 三 踏 認 第 まえ 担 当 項 る 者 \mathcal{O} 地 ŧ 域

改 \otimes 条 第四 可 項 百 同 項 を 加 項 を 司 え 中 条 同 第 第 条 司 利 第 + 項 用 項 七 を 者 中 項 項 同 لح 条第 لح \mathcal{O} 第 下 七 八 に 項 司 同 項 条第 条 及 を 中 び 「第 第 五. 当 九 項 該 八 同条第六 項を 中 利 項 用 第 利 者 用者」 項中 項と 対 第 第 \mathcal{O} 7 八 下 指定 項 兀 に 項 計 及 項 画 (を第九 び 相 第五 当 談支 九 該 項 利 項 項 援 用

 \Diamond

第二項 加え、 を、 \mathcal{O} 同 \mathcal{O} 次 項を同条第六項とし、 次 の一項 当該 利 下 用者 を加える。 \mathcal{O} (地域 生活 同 条中 に対す 移行等意向 第 兀 る意向等を改 項を第五項とし、 確 認 担当 「者を含 めて 第三項 確認するととも む。 を 第四 「項とし、 に 開

3 ア 判断 セ ス は、 能 メ 力等 適切に に に当たっ 0 V 意思決定の て丁寧に ては、 把握 支援 利 用 を行 しな 者 が け う 自 ため、 ら意思を決 ればなら 当該 な 利用者 定 することに \mathcal{O} 意思及 木 び 選 を抱 好並

第四百十一条に次の一項を加える。

切 原 サ 則 利 とし ピ 用 ス 管理 た上 者 責任者 で、 \mathcal{O} 意思 用者が自ら意思を決定する 決定 は 業務を行うに当た \mathcal{O} 支援が行われるよう努め 0 て ことに困難を抱 は なけ 利 用者 ればならない \mathcal{O} 自 える場合 己決定の 重

第四百十一条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

四百十 一条の二 地域と \mathcal{O} 連 携等 に係る基準 は、 省令第十 九 条の二に規定する

基準の例によることとする。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第四 百十 の三に 一条 の 三 規定する 地 域移行 基 準 \mathcal{O} 等 例によることとする。 意 向 一確認担 1当者 \mathcal{O} 選 任 係る基準 省令第十

第四百三十一条を次のように改める。

(協力医療機関等)

百三十 協力 医 療 機 関 等 に 係 る 基 淮 は 省令 八 条に 規定す る

の例によることとする。

第四百三十五条を次のように改める。

第四百三十五条 削除

第二条 \mathcal{O} 日 常生 活及び 社 会生 活 を総 合的 に支援する た \Diamond \mathcal{O} 法 律 施 行 条 例 \mathcal{O}

部を次のように改正する。

中 五. 款 基準該 障 害 福 祉 サ ピ ス に 関 す る 基 進 第 百

第五款 基準 該 障 害 福 祉 + ピ ス に 関 す る 基準 (第百六十条

条

を 第一款 基本方針(第百六十六十一 第九節の二 就労選択支援

百

第二款 関 す 進 (第 百 条 \mathcal{O} 百 六

 \bigcirc

第三款 設備に関する基準 (第百六十一条の五)

-第百六十一

に、 第 五. 節 自 立 訓 練 生 活 訓 練 (第三百二十 兀

の 四)

の九)

二十八条) を 第五 第五 節 節 \mathcal{O} 自 立 就 訓 労 練 選択支援 (生活訓 練 (第三百二十八条の二-(第三百二十四 条 — 第三百二十 第三百二十

八条)

八条の八)」に改める。

第四 条第 項 中 及 び 第 八 節 を 第 八 節 第 九 節 及 び 第 節 に 改 め る。

第三章第九節の次に次の一節を加える。

第九節の二 就労選択支援

第一款 基本方針

第 を 行 第六条の つき、 は社会生活 な て「指 + V V 知 短 一条の二 又はこ 定 及 期 七 就労選択 び能 間 を営 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 生産 れに に 力 むことが 規 \mathcal{O} 就労選択支援に係 併 活 定する便 評 支援」とい 動そ せ 価 できる て、 並 $\mathcal{O}_{\mathcal{C}}$ \mathcal{O} 位定を適 当 に 他 該 施 う。 \mathcal{O} ょ 活動 5, 評 行 切 価 規 る指定障害福 及 施 0) カュ 則 \mathcal{O} 行 事業 び 第 機 9 当 六条 会 規則第六 劾 は、 該 0 果 整 提供 的 \mathcal{O} 理 七 利 の三に を通 条 用 供 \mathcal{O} サ 結 与 \mathcal{O} 者 じて、 果 す 七 が ビ に 規 る \mathcal{O} 自 ス 、基づき、 定す 二に規定 ŧ 立 **(**以 就 \mathcal{O} 労に でな る た 下 事 日 でする 関 け 施 項 常 \mathcal{O} す 行 生 規 整 る適 活 ば 者 則 理 な 又 お

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 する の員数に 百 定就労選択支援事業者」 六十 一条 係る基準 の 三 は、 指定 就 省令第百七十三条の三に規定する基準 労選 11 う。 択 支援 が \mathcal{O} 当該事業を行う事業所 事業を行 う者 以 下 \mathcal{O} に \mathcal{O} 例 置 によ に < お ベ き従 ることと V 7

(準用)

する。 百 \mathcal{O} 四にお 六十 条 \mathcal{O} VI て準 場合 \mathcal{O} 兀 用 に する お 第 五 VY 省令第五 7 司 条中 \mathcal{O} + 規定は、 「第五 条」 と読 + 指定就労選択 み替えるも あ 支援 る \mathcal{O} \mathcal{O} とする。 は \mathcal{O} 事 ·業 に 百 0 七 11 十三条 7 準 用

第三款 設備に関する基準

(準用)

第 百 六十 定 就労選 養室 条 沢支 医 \bigcirc 務 五. 室 援 \mathcal{O} 第 事 と 八 あ 業 12 る \mathcal{O} 9 は 1 (第 て 準 静 用 項 する。 第六号及 養 室 と読 び \mathcal{O} 場 第 4 替 合 兀 項 え を除 る お ŧ 11 て、 のと する 司 条第 \mathcal{O} 規 定 項 は 中

界四款 運営に関する基準

(実施主体)

第 業所 百 で 同 \mathcal{O} る 指定障 なけ 三人 _ 条 \mathcal{O} 障害者 以上 \mathcal{O} れば 六 害 なら \mathcal{O} 福 祉 利 指 な 対 用 サ 定 する ٧V 者 就 が 労 ピ 就 新 選 ス 事 択 労 た 支援 業者 支援 通 常 事 で \mathcal{O} 業者 経 \mathcal{O} あ 験 事 0 業所 及 て、 は、 び 実績 に 過去三年 就労移行 雇 用 を 有 さ 支援 す れ 以 る た 内 に 又 ŧ 知 当 は \mathcal{O} 事 そ 就 該 が 労継 \mathcal{O} 認 他 業 \mathcal{O} 支 \mathcal{O} 援

(評価及び整理の実施)

百六十 う。 \mathcal{O} 機 \mathcal{O} 会を通 七 を行 の 三 一条 うも じて に \mathcal{O} 規定 七 \mathcal{O} とす する事項 就 指定就労選択 労に関 する \mathcal{O} 整 大支援事 適性、 理 (以 下 業者 知 この 識 は 及 款 び 能 に 短 力 お 期 \mathcal{O} 間 11 て 評 \mathcal{O} 価並 生産 ァア セ U 活 ス に 動 施 そ メ 行 \mathcal{O} 規 他 則 \mathcal{O} لح 第 活 動

- たり 参 び 整理を \mathcal{O} 定就 理 障害者 加 その をも 当 該 成 労 又 選 就 実 他 0 の必 施 業 障害者就 は指定障 択支援事 て した場合に ア 要な協力を求め 生 セ 活 スメ 業 • 業者 支援 害 祉サ は 生活支援セ は セ ン \mathcal{O} 次 指 タ 実施 定就 ることができる ピ 項 ス \mathcal{O} そ 事業者 に ンタ 規 労選択 \mathcal{O} 代 定 他 えること に \mathcal{O} そ 支援事業者 そ ょ \mathcal{O} \mathcal{O} る 関 会議 他 他 が が \mathcal{O} \mathcal{O} T で 関 機 セ \mathcal{O} きる は 関 係 開 ス に 機 催、 メ 関 当 対 と T 該 1 \mathcal{O} \mathcal{O} セ 同 と 当該 連絡 ス 様 同 合 メ \mathcal{O} 会 調 評 ン \mathcal{O} お 整 議 価 評 V 及 \mathcal{O} 価 \sim て、 \mathcal{O} 及
- 3 当者等を招 該担 市 指定就労 町 当者等 村 開 選択 集 指定 催 に L 意見 特 支援事 て 会議 定相 当該 た求め 業者は (テレ 談支援事 利 用者 る ŧ ピ の就労に関す 業者等、 電話装置等を活 ア のとする セ スメ ント 公 共職 る意 \mathcal{O} 結果 用 業安定所 向 L を改 \mathcal{T} \mathcal{O} 行うことが 作 \emptyset そ 成 て確認 \mathcal{O} に 他 当 た \mathcal{O} するととも できる 関 り 機 利 用 関 \mathcal{O} 者 担 及
- 果に 指定就労選択支援事業者は 係る 情 報 を 利 用 者及 U 指 定 特 T 定 セ 相 ス メ 談 支援事業者等 ン 1 \mathcal{O} 結果を作 に 提 成 供 た な 際 け n ば な 5 該

4

(関係機関との連絡調整等の実施)

第 百 六 + 条 \mathcal{O} 八 指 定 就 労 選 択 支援 事業者 は、 ア セ ス メ ン \vdash \mathcal{O} 結果を踏まえ

 \mathcal{O} 整 わ 安定 な け れ ば な 6 な い 支 セ タ そ \mathcal{O} \mathcal{O}

社 期 会 的 定 資 な 源 参 労 加 選 進 択 雇 支援 選 用 公 共 事 関 職 業安 す 業者 資 る す 定 る 事 は 所 情 例 報 等 法 \sim \mathcal{O} 第 を に 提 訪 関 八 間 +供 す 等 九 す る 情 に る ょ 報 \mathcal{O} う り \mathcal{O} 努 \otimes 集 地 域 項 な に け 努 に ħ \otimes お ば る け 定 な る す と 5 就 る ŧ 労 な 支 に \mathcal{O}

ź 月

定する 条中 第百 百 十三条の二」 準 に 第 六 九 る 次 \mathcal{O} 六 _ 号を除 条第 お 項」と、 九 条の + 七 司 \mathcal{O} \mathcal{O} 百 用 四 \mathcal{O} に する。 十六 項 九 七 十三条 条、 中 六 第 養 用 兀 に お あ 身 「第百 て する省 準用 第三十 項 条 条 \mathcal{O} 介 兀 十条」 五. る お \mathcal{O} とあ 第二十 第 この 第三十 て準 は 号 護 +及 九 \mathcal{O} V とあ 中 同 は 況 計 七 す て \mathcal{O} び 十三条 とあ 六 準 九 甪 場合に 令 る 第 項 る 第 画 ボの二中 第四十 第 条 匹 に する 百 六 に 几 る 次 第 に \mathcal{O} 用 る 条第二 条 七十 条 百 応 基 令 \mathcal{O} す \mathcal{O} お 五. \mathcal{O} 兀 七 る は カゝ 条 一中 条」 + 5 号 じ づ は 11 お 第 は \mathcal{O} \mathcal{O} 第 る第百 省令第 \mathcal{O} カン 「第百七 六 <u>ー</u>カュ $\stackrel{\cdot}{=}$ き、 条の二」 中 + て は て 11 七 5 て、 準用 項 に 第 あ とあ 第 「第百 項 第 七 第 第三十 \mathcal{O} 第 四十 中 九条」 百 る 条 ۲, お 五. 几 百 \mathcal{O} 十二条まで、 ら第四十二条ま 第八 用 六十一 十三 第十 九 る 0 条 する 七 \mathcal{O} 七 V 十六条第二 「第二十二条第二項 者 の 二 二 は +九 第七 条 て準 \mathcal{O} あ に + \mathcal{O} 七十三条 +٢, · 条 中 \mathcal{O} お 六 に \mathcal{O} 五. 条の 規定 条 \equiv は 省 る 七 心 条」 第五 条 ま 条 第 お 用 条 令 \mathcal{O} 11 身 第 ٢, *の* は、 \mathcal{O} 七 九に \mathcal{O} 7 百 V す 第 第十二条中 で は 第 の 状 とあ 項 九に 0 + 準 九 六 百 て 条第二項第二号 る と 第三十 指定 +あ 準 九条」 九条 九 省令第三十六 お で、 第 一条」と、 七 況等 とあ ٢, 用 に おい 百 す る る V 第一 六条、 第 五 六 す \mathcal{O} お て 就 \mathcal{O} る第二 に 第三十 とある 应 は 準 労選択 省 \mathcal{O} は 七 る _ VI て 第十 条 応 令第 項中 て準 とあ 準 + 九 \mathcal{O} 第 条 \mathcal{O} 用 条、 第 か じ 中 用 第二十一条第二 九条、 条 九 は す て」とある 条 支援 に 中 用す する 条」 七十 七 百 百 几 る \mathcal{O} 0 る省令第三十三条 第 第 +条 七 お 次 七十三条 条 \mathcal{O} は 九 九 の二中 五. 中 第 第 条第 る 三十 は 第 七 司 百 \mathcal{O} 「第百七 十四四 事業に 条」 項 五. 省令 七 百四十 とあ 六 九 お て 「第百 「第 八十二条 第 十三条 準 項」 十· 五. 第四 六 VI [条ま 0 用 る 六 7 \mathcal{O} \mathcal{O} は 第三 す 項 九 九 兀 0) 0 利 規 中 は \mathcal{O}

臣が の二第 一項中 二項 労働大臣が あ 「支給決定障害者 る (省令第 定め \mathcal{O} 百 \mathcal{O} \mathcal{O} 厚生 「支給決 九 十三条 項の厚 「第百 る者を除く。 労働 兀 定める者に限 百七十三条 お 生労働 六十 第 定障 \mathcal{O} 大臣 7 準 九 (指 害者 に が 一条 大臣が 定め お \mathcal{O} 定宿泊型自 する省 る。 九に V \mathcal{O} (指定宿 る者 九 と 読 て準 に 以 お 定める者に 令 「を 除 み替える 用する省 下 V お 第 九 立訓練 : の て準用する省令第百七十条の二 泊型自立 九 十二条中 いて準用 十条」と、 項 を受け $\overline{}$ E 限る。 令 t 第 \sqsubseteq お 訓練を受ける者及び する前条」と、 \mathcal{O} 「第 とあ V とする。 百)」とあるの る者及 て同じ。 七 第九 九 +る $\tilde{\mathcal{O}}$ 条の二第二項 十四条第 は U $\overline{}$ とあ 省令第百七 「支給決 _ と、 第百 は 五十 項 省 \mathcal{O} 定障 第一 \mathcal{O} 同条第二 支給決定 令第百七 中 は 十条の 厚 七条の二第 前 生労 宇者 項の ÷ 二第 項中 厚 障 七 (省 生 害 と 大 条

第百七十一条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

百 援を行う者と連携 七十一条の二 ľ 指定就労移行 定期的 に 就労選択支援 支援事業者 は に関す 利用 る 者 情 に 報提 対 Ļ 供 を行うも 指 定 計 画 相 のとす 支

二に改 百八 め + 五. 条 中 及 び 第百 四十七条」 を 第 百 兀 十七条及 び 第百 七十一 条 \mathcal{O}

に改める 第 百 九 + 条中 \neg 第百 兀 +七 条及び」 を 第百 兀 十七 条、 第百七十一 条 の二及 び

加 第二百 える 第百 九 + 七 +兀 _ 条 条第一 中 第 項 百 中 兀 次 七 節 条、 カュ · ら _ _ \mathcal{O} \mathcal{O} 下 下 に に _ 第 第五 百 七 節 +ま _ 条 で及 \mathcal{O} \mathcal{U} 第六節 _ を カコ 加 える。

界五章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 就労選択支援

(基本方針)

会生活 又は 短期間の 三百二十八 び 匹 を営 能 規 に 力 生産活動そ 定す 併 \mathcal{O} 条 むことが 評 の 二 せ 価並 る T 便 びに 当 \mathcal{O} 就 できるよ 宜 を適切 該評価 他 労 施 0 選 行規則 択 活 支援 及 カュ 動 う、施行規則第六条の /び当該整 \mathcal{O} 9 第六条 機会の 効果 の事 · 業は、 的 理 \mathcal{O} 提供を通じ に 七 供 の結果に 与する の三に規定する事項 利用者が自 七の二に規定する者につき、 基づ て、 ŧ Oき、 でな 就労に関する適性、 立した日常生活又は 施行規 け れ \mathcal{O} ば 整理を行 なら 則第六条の な W

第三百二十 八 条 の 三 就労選択 文援 \mathcal{O} 事業を行う者 (以 下 ۲ 0) 節 に お VI て 労

を有 支 する 支援 事 事 業者 \mathcal{O} 所 で なけ と لح V . う。 ħ V う。 ば なら は、 が な 当 11 該 事 · 業 上 を \mathcal{O} 行 人員 う事 を 業 利 所 用 さ 次 せ る 条 に と お が V で 7 きる 就 規 労 模

(職員の配置の基準)

三百二十 (実施主体 配置 \mathcal{O} 基 準 条 \mathcal{O} は 匹 省 令 就 第 労 六 選 +択 支 _ 援 条 事 \mathcal{O} 業者 兀 に 規 が 定 就 す 労 選 る 択 基 準 支 援 \mathcal{O} 例 事 に 業 ょ 所 る に 置 < ベ き 職 員

第三百二十 \mathcal{O} 例 に ょ 八 条 ることとする \mathcal{O} 五 実施主 体 に 係 る 基準 は 省令 第六 +条 \mathcal{O} 五. に 規定す

(評価及び整理の実施)

- を行う 機会を 三百二十八 \mathcal{O} 七 の三に ŧ 通じ $\overline{\mathcal{O}}$ とす 条の て、 規定する る。 六 就 脱労に関 就 労 事 項 選 \mathcal{O} す 択 る 整 適 理 支援事業者 以 性、 下この 知 識 は、 及 節 び に 短 能 お 期 力 VI 間 \mathcal{O} て 評 \mathcal{O} 「ア 価 生 並 産 セ 活 び ス 動 に メ 施 そ ン 行 \mathcal{O} 規 他 _ と 則 \mathcal{O} 11 第 活 う。 六 動
- 2 労選択 をも \mathcal{O} び 又は 障害 他 理を \mathcal{O} 障 9 害者 指 支援 て、 者 必 要 実施 定 就 な協 障害福 業 • 就 ア 事業者は 業 セ L た場合 生活 力 ス を求 生活 祉 メ 支援 サ ン 支援 次項 \aleph 1 に ることが ピ \mathcal{O} は セ 実施 乜 ス \mathcal{O} ン 事 就 ン 規 タ 業 タ 定 に 労 できる 者 に 代 選 そ そ そ 択 ょ え \mathcal{O} る 支 \mathcal{O} \mathcal{O} る 他 会 こと 援 他 他 0 事業者は 機 \mathcal{O} \mathcal{O} 関係 が 機 関 \mathcal{O} で が 関 に 機 催 き T حَّ ق 関 セ 対 当 と T ス \mathcal{O} セ 該 メ 連絡 当 ス \mathcal{O} 同 ン 該 場合 メ 様 1 会 調 ン \mathcal{O} と 議 整 評 同 お に 価 様 \mathcal{O} \sim 当 結 VI 及 \mathcal{O} \mathcal{O} た 参 び 整 ŋ \mathcal{O} 加 作 理 そ 就 及
- 3 当者等 を開催 を招 就労 指 選択 集 に 意 定 見を 当該 特定 支援事 て会議(テレ 求めるも 利 相 業者 用 談 支援事 者 は \mathcal{O} ビ 就労に のとする。 電話 ·業者 ア セ 装置等 等 、 関する意 ス メ ン 公 を活 共 \vdash 職 向 \mathcal{O} 用 業安定所 を 改 結 L 果 て行 \aleph \mathcal{O} 作 T うことが そ 確 成 認 \mathcal{O} に す 他 当 るとと で た \mathcal{O} きる 関 ŋ 係 ŧ 機 利 t に $\tilde{\mathcal{O}}$ 関 用 とする。) 者 \mathcal{O} 当 担 及 .当者 該 び 市 担
- 4 (関係 る情報 労 機 関 択 を 利 支援事業者 \mathcal{O} 用 連 者 絡 及 調 び 整等 指 は、 定特 \mathcal{O} ア 実施 定 セ 相 ス 談 メ 支 ン 援事業者等 1 \mathcal{O} 結果 を作 に 提 成 供 L L た な 際 け に n は ば な 当該 5 な 果 VI に
- 三百二十 要に \mathcal{O} 連 じ 7 条 を 共 \mathcal{O} 職 行 七 わ 業 安定所 な 就 労選択 け れ ば な 障 支援事業者 害 ら [者就 な 業 は 生活: T 支援 七 ス セ メ ン ン タ \vdash \mathcal{O} そ 結 果 \mathcal{O} 他 を 踏 \mathcal{O} 関 ま え 関
- 的 な 労 加 択 支援 公 共 事 職 業安定 業者 は 所 法 0 第 訪 +間 九 等 に 条 ょ \mathcal{O} 三第 り 地 項 域 15 規 お け 定 る す 就 る 労支援に 協 議 会 係 \mathcal{O} る 定

2

(準用)

第三百二十 規定は 第二百 第二百: とあ とあ にお 二中 ある 三十二条の二」 る省令 規定する ら第三百 ら第二百 「利 とあ とす とあ 用 条第二項第二号 る \mathcal{O} 1 \mathcal{O} \mathcal{O} す 同 「第三十二 第二十 九十 る 項 甪 第三百 \mathcal{O} て準用する省 は 者 る は に 療 省令第三十二条第二項」 第 す 就 兀 九 は 「第六 \mathcal{O} + -六条中 \mathcal{O} 条ま お 心 養 る省 お \mathcal{O} 兀 労選択支援 「第 「静養室 介護計 は ·四条ま V V は 身 号 +八 \mathcal{O} て準用 条の +条」 「第三百二十八条の 六 て準 一条、 で、 \mathcal{O} 中 令第二十 カュ 「第六十 状況等 +6 第二百 亡 と、 条の 第二 で、 中 第二百 令第三十五 用する省 画 第三十二条第二項」 第三百六 -- 第三百三条中 条 する に基づき、 「第二十 の事業に 第三百十二条及 第二百 に応じ 十八条」 一条の \mathcal{O} 八条第二項」 八 省 第三百十二条 お 令 に 令 る 条 百 +第二十 \mathcal{O} お 第 条 V 九 て」と、 八条 九十六条か 六 9 四条まで、 (第二項第六号及 ٤, とあ て準用 兀 は +に 利用者の心 V 条、第二百 V 「第三十 八に ۲, 第二項」 十四四 七条 お て準 7 「第六十 ٤, 九 る 第二百八十四条第一 準 び第三百 11 お とあ 第三百六条第一項中 条 する省令第三十二条 中 用す 用 中 条」と、 0 第二百九十三条 て準用する省 ٧١ 五条」 す 同 は ら第三百 第二百八 「第四十四条」 \neg て準 ٢, とある 身の رِّ چ 一条の 第二十九条」とあ る 項第三号中 る省令第 「第六十 十三条から第三百十 0) 第三百十六条中 用 第三百 び とあるの 状 は す 条(第二項 況 + \mathcal{O} 第 条 \mathcal{O} 「第六十 る第二百九 七条、 四 に 令第二十 等に応じて」とある は 場合にお 兀 の二まで、 「項を除 条 お 条 の二中「 「第六十 「第二百九十 項中 は とある 八 中 \mathcal{O} 条 ・一条の 第二百九十二条 「静養室、 八 T 第 「第六十 ٢, 準 五 第三十二条」 る に V 「次条第一項に 「第四十八条」 号を と読み替 \mathcal{O} 用 お 条の二」 第二十五 て、 第三百二条 \mathcal{O} 八条第二項」 する省 は は 八にお 第三百条 七条まで 八 \mathcal{O} 第二百 て準用 「第六十 「第六十 除 医務室 条第二 に 0 11 は す 7 لح \mathcal{O}

第三百三十六条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第三百 三百三十 \mathcal{O} 五十二条中 六 連携 条 に の 二 改 8 る。 及 定期 就 労移 び 的 第三百二十 行 就 支援事 労選択支援に 業者 条」 は を 関 す 用 る情 第三百二十 報 対 提供 を行 条及 定 U 画 第三百 とす 談 支援

える。 第三百五十五条中 「第三百二十一条、 の 下 に 「第三百三十六条の二、 _ を 加

和四年法律第百四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。 \mathcal{O} 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令 この条例は、 令和六年四月一日 カュ ら施行する。 ただし、 第二条の規定は、 障害者

令和六年二月二十日 提出

埼 \equiv 県 知 事

大 野

元

裕

理

提

出するも 定障害福祉サー 福祉サービ 障害者 のである。 \mathcal{O} ス 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の事業等の ビス等に係る運営に関する基準等を改定等したい 人員、 設備 及び運営に関する基準等 の法律に基づく指定障害 の一部改正に伴い、 ので、 この案を提 指

第三十二号議案

埼玉 \mathcal{O} 一部を改正する条例 一県幼 保連携型認定こども 袁 \mathcal{O} 設 備 及 CK 運営に 関する基準等を定め る条例

成十八年埼玉県条例第六十七号) 埼玉県幼保連携型認定こども園 \mathcal{O} \mathcal{O} _ 設 部 備 を次の 及 U 運営 ように改正する。 に 関する基準等 を定め る条

例

棄

附則に次の一項を加える。

(幼保連携型認定こども園 以外 \mathcal{O} 認定こども 遠 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 資格に関する基準

4 員 の資格に関する基準 幼保連携型認定こども園以 に 0 11 外の ては、当分の 認定こども園におけ 間、規則で特例を設けることができる。 る別表第三号に規定する職

附則

この条例は、公布の日から施行する

令和六年二月二十日提出

裕

提案理由

る。 職員 備及 第二項及び 就学前 び \mathcal{O} 運営に関する基準 資格 \mathcal{O} 第四 子どもに 関 する基準 項 \mathcal{O} 関する教育、 規定に基づ に基づき、 \mathcal{O} 例 き内閣総理大臣及 \mathcal{O} 制 保育等 度を設 幼保連携 \mathcal{O} 総合 け 型認定こども園 た V 的 な提供 U \mathcal{O} で、 文部 こ の 科学 の推 進に 以外 大臣 案を提出 関 \mathcal{O} が ?定め 認定こども園 する法律第三条 するもの る施設 で 0 あ

第三十三号議案

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

改 正 す 童 福 祉 法 施 行 条 例 伞 成二十 匹 年 埼 玉 県 条 例 第六 号) \mathcal{O} 部 を次 \mathcal{O} う

「第三節 医療型児童発達支援

第一款 基本方針 (第六十一条)

目 次 中 第二款 人員 12 関する基 準 (第六十二条・ 第六十三条) を

第三款 設備に関する基準 (第六十四条)

第四款 運営に関する基準 (第六十五条—第七十条)

+削 節 除 に、 医 療型児童発達支援セ 「福祉型 児童発達支援セ ン ター ンタ (第二百三十三条—第二百三十六条) を 「児童発達支援センター」 を

+ 飾 削 除 に、 第十 Ŧī. 飾 雑 則 (第二百五 +九条) を 「第十五節 第十六節 里親支 則

援センター(第二百五十九条—第二百六十四条)

改

 \otimes

る

第二百六

+

五条)

所支援事業者」に 兀 条 (見出 しを含む。 改め 中 指 定 障 害児通所支援事業者等」 を 指定障 害 児 通

同 は ٣ 第五条中 \mathcal{O} 機能 に 「指 改 \mathcal{O} 障害 導及び 8 る \mathcal{O} 訓 あ る児童 練 を に対 「支援を し て 行 Ļ わ れ 又 は る t れ \mathcal{O} に に 限 併 る。 せ て 治療 以下この 主 章 肢 に お 下 肢 VY 7 又

練 室 九 条第 を「発達支援室」に、「、 項 中 指 導 訓 練 室 を 訓 練 発 を 達支援室」 支援」 に に 改 改 \aleph 8 同条 第二 項 中 指 導 訓

であ 第十 るものを除く。) 一条ただ し書中 「指定児童 を加える。 発達支援事業所」 \mathcal{O} 下 に \neg (児 童 発達支 /援 セ ン タ

加える。 次 第二十三条第二項中 の各号 に 掲 げ る区 分に 「当該指定児童発達支援 応 じ、 当 該 各号 に 定 8 に係る指定通 る 額 に 改 所支援 め、 司 項 費 用 に 基 次 準 \mathcal{O} 各 額 号を を

基準 次号に 掲 げ る場合 以 外 \mathcal{O} 場 合 当 該 指 定 児 童発達支援 に 係 る 指 定 通 所 支援

三条第 不自 治療を行 由 児通 項 \mathcal{O} 療養 所医 第 う 場合 号に 療 に 要する費 食 規定 前号 事 療養 す に 掲 る げ \bigcirc 食 **(**健 事療 額 る \mathcal{O} 康 額 算定 養 保 \mathcal{O} を 険 ほ 方 法 V カュ 法 う。 (大 正 当該 \mathcal{O} を除 指 に ょ 定 り算定 年 児 童 法 律 発 定支援 第 た 七 る 用 号) \mathcal{O} う ち 肢 0 体

第二十 兀 中 「指定 障害児通 所 支援 事業者等 を 「 指 定 障害児 通 所 支援事 業者

に改める。

第二十五 を 条第 肢 体不 項 中 自 由 「の支給 児 通所医療 を 「又は肢: 費 \mathcal{O} 額 体不 に 改 自 める 由 児 通 所 医 療 \mathcal{O} 支給 \mathcal{O}

加える。 加え、 護者 虚を受け 条第 方針) 項 第二十六条 に規定す を 五. 同 ょ た上 同条第 項 項 通 を る 中 を 評 所 \mathcal{O} 同 で る 付 条第六 改善 価 給 几 前 見 自 項 出 付 項 5 中 \mathcal{O} 決 \mathcal{O} 同 \mathcal{O} 評 項 下 定 評 内 条 を 第一項 保 価 自 容 価 削 に を、 護者 ら評 及 り (以下こ U (以下 中 価 同条中 保 改 口 议 善 条 護者に示すととも \mathcal{O} の前 を \bar{o} 次条 ک 下 条に 第三項を第 \mathcal{O} 内容を」を に見出 条に \mathcal{O} 第一 定児童 お 条 項」 お に 1 T V お しとして 自己 五. T 発達支援事 を「第二十 11 「自己評 に、 項 て 保保 とし _ 護者 保 評 価 護 に 価及 (指 者 業所 評 改 七条 同 ح 価 び 保 項 \aleph 定 V と 第 児 \mathcal{O} \mathcal{O} う。 護 と 11 従 同 童 前 業者に 項」 者 う 項 に V を 次 _ 支 同 価 K \mathcal{O} ょ 並 改 る評 \Diamond 項 第 び \mathcal{O} 保保 取

実施 た \mathcal{O} 域 指定児 指定児童 を含 \mathcal{O} 観 並 童 む び 総 発達支援事業者は、 発達支援(治療に係る部分を除く。 カコ 次項 合的 指 な支援を行わ 定児童発達支援 規定する指定児童 な 障 害児 け れ 0 ばな 提供 \mathcal{O} 発達支援 適 に当 5 性 な 以 下この た V \mathcal{O} 0 質 害 \mathcal{O} \mathcal{O} 7 評 条及 は 特 性 び次 心 及 そ 身 び \mathcal{O} \mathcal{O} そ 条に 健 \mathcal{O} \mathcal{O} 康等 改 お 事 V 情 7 を \mathcal{O} 踏 関 適 同 する 切 ま え

二十六 条中 -第二項 を第三項とし、 第 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 え る

 \mathcal{O} が 配慮 できるよ 定 児 童 発 な う、 達支援事業者 け 障 n ば 害 児及 な U は 通 所 障 害児 付 が 決 自 定 保 立 護 た 者 \mathcal{O} 目 意思 常 生 活 を で 又 き は る 社 会生 限 り 活 を営 重 す

第二十六条の次に次の二条を加える。

そ \mathcal{O} 児 童 他 六 童 発達支援 、条の二 発達 \mathcal{O} 方 法 支援 プ 指定児· ょ \mathcal{O} 口 実施 グラ り 公 に関 表 A 童 発達支援事業者は、 (前条第 はする計 な け れ 和項に ば 画 な を 5 いう。 な 規定する VY 指 定児童 領域 策 定 を の 発達支援事 関連 1 性 タ 業所 を 明 ネ 確 ツ \mathcal{O} た 指 和 用 指 定

障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

会 進 六条 害 に \mathcal{O} ょ \mathcal{O} \Diamond 有 加 け U 指 地 包 n 域 定 カュ 児 ば 摂 カュ \mathcal{O} なら (第二十 保 わ 童 5 育 発達支援 ず な 教育 全 条 事 等 第 業者 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 児 支援 項 童 は に を受け が お 共に 障 V 害 て 成長で 児 ることが イイ が ン きる 定 ク できるよ 児 ル よう、 童 発 ジ 達支援を 彐 うに 害 児 す る 利 \mathcal{O} う。 地 用 域 す

第二十七 条第 項 中 行 い を 「行うとともに、 障 害 児 \mathcal{O} 年 齢 及 び 発達 \mathcal{O} 程 度

-- + 兀 を加える 条 項 B 応 · 四 条 者 先 第 に規定す カン 五. て、 に て考慮 項中 育 \mathcal{O} \mathcal{O} 二十六 下に る \mathcal{O} さ 当 され 万及 領域との れるよう」 第二項 た 見 る体 が U 0 当 7 は 制 重 に規定する指 該通所給付 関 を確保 に改 さ 連性及び \mathcal{O} 下に \Diamond i た上 の最 イン 決定保護 同条第四 定障害児 で」 障害 ク ル \mathcal{O} 者 を 児 項 12 加 \mathcal{O} 相 ジ 中 意見が え、 談支援をい 対 彐 が 優先 ン 課 同条第 題 て \mathcal{O} 尊重 指定障害児 観点を踏まえた」 て考慮さ され う。 七 項 下に 单 を提供 相 そ 「第二十六 談支援 通 \mathcal{O} 所給 する者」 を (法第 付 \mathcal{O} 加 決 利益 え、 ŧ 定

第二十二 八 条に 次 _ 項 を 加 え

児童発 活 又は できる限 達支 社 会 援管 生活を営 り尊重す 理責 る to 任 こことが ょ 者 う努め は 業務 で な きるよう、 け を行うに れ ば なら 障 当 害 な た 児及 11 0 て は U 通 所 障 給 害 児 付 決 が 定 自 立 L 日 \mathcal{O}

第三十条 **(**見 出 [しを含 む。 $\overline{}$ 中 「指導、 訓 練等 を 「支援 に 改 \Diamond

第三十五 条中 特 例 障害児 通所給付 費 \mathcal{O} 下 に 又は 肢 体 不 自 由 児 通 医 費

加える

第三十九 条 中 指 導 訓 練 室 を 発 達支援 室」 に 改 \otimes

兀 十二条中 指定児童発達支援事業者」 の 下 に \neg (治療を行うも \mathcal{O} を除

を 加 える。

第 兀 十九 条第 項 中 第 五. 一条第十 項 を 「第 五. 条第 九 項」 に 改 め る

五. 十六条第 項 中 指導 訓練」 を 「発達支援 に改 め、 同 条 第二項 中 指 訓

を 発 達支 援」 訓 練 支援」 に 改 \Diamond る。

削

第二章第三節

を次

 \mathcal{O}

ょ

うに

改

 \Diamond

六 + 一条から 第七 · 条 ま で 削 除

第 七 十一条 中 一必 要 な 訓 練 を「必 要な支援」 指 導 及 び 訓 を 支援

に 改 8 る

訓 練室」 七 +匹 条第 を「発達支援室 項 中 指 導 に、 訓 練 室 訓練」 を 発達支援室」 を 支援」 に に 改 改 \emptyset \otimes 同 中 指

を 七 十九 「発達支援」に、 条第一 項 中 「指導 訓練 訓練 を を 「発達支援 支援」 に改め に改 め、 同 条第二 項 中 指

に、 第五 八十条の + 第 五 匹 [条まで」 十二条 九 六 中 条 *の* <u>-</u> か (第 に 6 改 第五 兀 に、 め 項 及び -四条ま 第二十七条中 第五 第四 項を除く。 で 及 九 び第六十 「児童 第 五. 九 発達支援 条 を · 条 」 \bigcirc を 第 計 を カコ 六 画 6 項 とあ 及 第 及 U 五. U 第 五 第 る 七 \mathcal{O} 十二条 ま 項 「 居

か

う努

十六

す

宅

する 己評 支援 十六 な 間 と 者 び 支援計 先施 当 ら 兀 0 計 あ 及 が 所 . 当該 な ジ 領 る び 価 司 当 等 条 八 は 画 項 設 該 の 三 11 彐 域 \mathcal{O} 訪 画 訪 九 条の二」 、条第一 画 第 問支援計 は 障 ン 間 保 訪 کے 育所 護者 問 :害児 ٢, 条 先 五. \mathcal{O} \mathcal{O} と に、 ٢, 号 V 中 保 施 先施設」と、 観 関 「担当者 を加え 項中 等訪 う。 に対 点 育 設 評 中 連 司 同条第六 条第六 画 を 同 性 所 に 価 を踏まえた」 障 条 等訪 $\overline{}$ 削 間 行行 及 示す」と、 及 支援 第 る 第 て保 と り 四 等 害児及 び び による評価 兀 項 訪 項 項 わ 間 五. 1 同条第七 十九 及 及び 支援 な 計 とあ 項 中 カュ ン 問先施設評価」 育所等訪 を びその 中 け 画 5 ク 中 「を受けて」 第二十七条第一 び第二十 条、 計 第五 れ 第 る ル کے 児 画 ば 八 \mathcal{O} (以 下 「児 「児童発達支援計画」とあ 第五十 項中「自 項を除 項ま ジョ 問 な は 童 保護者」 ٤, に 支援を行 6 発達支援 担担 -七条中 な 改 で 童 ン 訪 と、 · 条 _ とあ 及 め、 当 発達 \mathcal{O} 同条第 V 己評 とあ _ 75 者 観 問 項 をっ 「児童発達支援計画」 とあ 計 支援 第 点 先施設評 うに当た る 及 [価及 「保護者に示す」とある 及 省 + 画 兀 び を踏まえた」 る \mathcal{O} び か 令 項 当 計 項 は る \mathcal{O} U 第二項中 6 画」と 中 該 中 は 第 と \mathcal{O} 「及び当該事 保護者評 第 って あ 価 障 は 兀 「第二十六条第 障 (第 五十条まで」 害児 児 る 行行 害児及 訪問 七 童 \mathcal{O} あ と る 兀 「児童 条」 とあ う 発 に は る V \mathcal{O} 項 価 へを除 う_。 達 ょ 係 \mathcal{O} す は 支援 業所 <u>ك</u> CK る施 う る 保 は る と とあるの 「保育所等 発達支援計 努 訪 育 0) そ 保保 ある に を受け 設(以 &計 間 は 兀 のは \mathcal{O} \mathcal{O} 所 \mathcal{O} 等訪 保 な 画 育 項に 訪問 下 「イ \mathcal{O} め、 護 に け は 者 支援 れ 設 問 ン て 訪 自 画 護 支 ク 並 ば \mathcal{O} 定

九 五. +「指定児 条第 指定 を 医 童 削 項中 療型 る 発達支援、 児童 発 達支 指 六 定 + 援 医 五. 療 条 \mathcal{O} 事 型 業 児童 を 削 発達 を n 削 支援」 り、 同 条 第二 司 を 条 第三 項 「指 中 定児 項 及 童 第 び 発達 第 六 兀 支援」 項 五. 中

事 業者 九 + 改 司 条第 条の 二第 第二 項 中 __ 項 百 指 五. 中 +定 指 障 九 害 条 定 児 障 通 を 害 所 児 第二 支援 通 所 事 百 支 業 援 六 +者 事 業者 等 五. 条」 等 を 指 改 を 8 定 障 指 定障 児 害 通 所 七 通 支 所 支

九 +四 条第 項 中 \mathcal{O} 下 に 及 U 障 害 児 十五. 歳 以 上 \mathcal{O} 障 害 児 に 限 る。

を る 上 営 加 え で む る 要 な 事 で 項 きる Ľ を ス 定 そ う \Diamond \mathcal{O} た 他 計 自 \mathcal{O} 立 画 L **(以** た ピ 下 日 ス 常 を 生 利 \mathcal{O} 章 活 用 に 又 お は 0 11 社 0 会生 て 自 立 移 活 行 た \sim 支 \mathcal{O} H 援 移 計 生 行 画 に 活 又 0 と は V V 7 社 う。 支援 生

百 項 +を 五. 第 項 項 中 所 項 支 第 計 几 画 項 \mathcal{O} に 及 __ 項 び \mathcal{O} 移 次 行 支 次 援 \mathcal{O} 計 画 項 を を 加 加 え え 司

- 指 定 指 入 定 所 福 支援 祉 型 を受け 障 害児 る 入 ことが 所 施 設 で は き るよ 障 害 児 う が 努 \otimes で きる な け 限 れ ば り 良 な 好 6 な家 な 庭 的 環境 12 お 7
- 3 \Diamond と 指 が 定 \mathcal{O} 福 配 で きる 型障 を 害児 なけ う、 れ 入 所 ば 害 施設 な 児 及 5 U は 入 所給 障 害 児 付 が 決 自 定 保 立 護 し た 者 日 \mathcal{O} 常 意 思 生 活 を で 又 きる は 社 限 会 生 1) 尊 活 重 を す

五. ととも て 項 利 考慮 中 益 百 当 に が 十二条第二 さ 優 た 先 れ 障害 る 0 L て 児 て考慮され、 は」の 項 制 \mathcal{O} 年 中 を 確 齢 「この 保し 下 及 に び 発達 た上 心身とも \neg 障 0 で」 \mathcal{O} 害 程 下 を 児 に 度 に 加 \mathcal{O} 健 に 意見 え、 応 P 及 Ü か てド て、 が に 同 次 育 尊 条」 条 その 重 成さ \mathcal{O} され を 次 れる 意見 に 加 え 次 そ が \mathcal{O} ょ <u>う</u> 尊重 --- \mathcal{O} 行 条を 最 に さ 善 い れ、 加 \mathcal{O} 改 え 利 め その 益 が 同 最 条 善 う

(移行支援計画の作成等)

第 に移 百 十二条の二 行支援計 画 \mathcal{O} 指 定 福 成 に関 1.社型障 する業務 害 児 入 を担 所 施 当 設 3 \mathcal{O} せ る 理 t \mathcal{O} は とす 児 童 発 達 支援管 理 責 任 者

- 自 \mathcal{O} 討 立 児童発達支援 を た F, L スを な 日 け 児 生活 利 に n 用 ば 0 管 ならな 又は 理 !責任者 て、 0 つ自 社 会生活 アセ 立 は ス た 移行 メ \sim ント H \mathcal{O} 常 支援計 移 生 行 を行 活 に 又 画 0 V は \mathcal{O} V 社 障 作 \mathcal{T} 会 支援 害 成 生 児 12 活 す が 当 を営 障 害 た る 上 0 む 福 で て 必 は 祉 要 サ が な支 適 で 切 ピ 援 ス な 内 方 法 容 \mathcal{O}
- 会生活 児童発 て支 (援する 記 が . を営 障 達支援管理責任者は 害 た 福 むことが 移行 で 祉 必 サ 支援 要な F. で きるよ 計 取 ス 組 そ 画 \mathcal{O} \mathcal{O} 原 当 う、 他 ア /案を作 該 \mathcal{O} セ 支 自 サ ス 援 立 メ 成 を l ピ ン 提 た ス 1 供 な 及 日 を 常 す 利 U け る上 用 支 れ 生 活 ば L で 内 な 又 0 は 5 \mathcal{O} 2 容 な 留 社 自 \mathcal{O} 意事 V 会 立 検 生 し 討 項 活 た 結 日 果 \mathcal{O} 常 \mathcal{O} 移 生 基 他 活 づ 必 行 又 き は 9
- 児童 発達 直 9 (障 害 支 児 援 決 管 11 理 す 0 必 責 ベ き 任 要 に 者 \mathcal{O} 応 題 継 は を 7 把 的 移 行 移 な 支援 行 ア 支 セ 援 計 少 ス 計 な メ 画 ン \mathcal{O} 画 作 \mathcal{O} を含 成 後 更 六 月 む 行 に 行支援 を行 口 以 上 うと 計 す 画 とも \mathcal{O} 実 施 支 況
- 第 項 及 U 第 五. 項 カュ 5 第 七 項ま で \mathcal{O} 規 定 は 第二 項 規 定す 、る移行 支援

5

画の作成について準用する。

6 は 第 四 条第三項 項に 規 定す 第 五. る 項 移行支援計 カコ ら第 七 項 ま 画 で及 \mathcal{O} 変更に び 第 九 0 項 V 並 7 準 U 用 に 第二項 する 及 び 第三 項 \mathcal{O} 規 定

百 十三条 中 「前条」 を 「前二条」 に 改め 同条に 次 \mathcal{O} _ 項を 加 え

思を 生 活 児 又は 童発 できる 達支援管理責 社 限 会生活を営むことがで り尊重す 任 るよう努め 者 は、 業務を なけ きるよう、 行うに当り れば なら 障害児及 たっ な て は、 CK 入 障 害 所給 付 児 決 が 定保 自 立 護 L 者 た H \mathcal{O} 常

第百 六条 (見 出 しを含 む。 $\overline{}$ 中 指 導、 訓 練 等 を 支 援 に 改

第百三十条に次の二項を加える。

3

じ 規 定医 興感染症 す 定する る法 療 機 福 \mathcal{O} 発 指 関 律 祉 型障 生時等の 定感染症 (次項 (平成· 同 条第 害 に 児 +お 対 又 年 入 七 所施設 項に は 1 法 応を取り決めるように努めなければ 律第百 て単に「第二種協定指定 同条第九項に規定する新 規定する新型イ は、 +-四号) 感 染症 第六条第 \mathcal{O} 予 ン フル 防 及 医 十七七 感染症をいう。 U エ 療 感 ンザ等感染症、 機 項に 染症 関 ならな 規定す \mathcal{O} 患者 ٧١ う。 次項 VI る 同条第 第 対 す 種 お \mathcal{O} る 八項に 間 協 医 療 で、 て 司

 \mathcal{O} 対応 指 定 お 福 に 9 V 祉 V 型障害児入 T は、 て協議を 当該 第二 行 所施設は、 わなけ 種協 定指 れ なばなら 協 定医療 力医療 な 機 機 V 関 関 が \mathcal{O} 第二種協 間 で、 新興感染症 定指定医 療 機 \mathcal{O} 発生 関 で 時 あ る

える 第 百 兀 十二条第二項 第 — 号中 \neg 入所支援計 画 \mathcal{O} 下 に 及 U 移 行 支援計 を 加

百 条 中 以 下 を 第二 百 三十 兀 条 に お V١ 7 に 改 \Diamond る

第百五十条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第 百 六 十三条第一 項中 「及び 児童家 **深庭支援** セ ン タ \sqsubseteq を 児 童 家庭支援 セ ン タ

一及び里親支援センター」に改める。

百 を 六 八条第二 童 発達支援 項 中 ヤン 福祉 ター 型児童発達支援 に改 \emptyset る。 セ ン タ 医 療 型 児 童 発達支援 セ ン

情に . 応 じ 意見 聴 条 取 中 そ 9 V 他 て \mathcal{O} 措 置をとることに \mathcal{O} 下に 年 齢、 ょ り、 発達 \mathcal{O} 幼 状 況 児 \mathcal{O} そ 意 \mathcal{O} 見 他 又 \mathcal{O} は 意向」 該 乳 幼 児 を 0 加 え

る。

加 第 U 百 百 八 八 六 取 条 中 中 そ 児 \mathcal{O} 童 他 0 家 \mathcal{O} V 庭支援 て 置 をとる \mathcal{O} セ 下 ン に こと タ によ 年 齢 \mathcal{O} 下 ŋ 発 達 母子それ \mathcal{O} 里 状況 親支援 ぞ そ \mathcal{O} n セ \mathcal{O} 他 ン 意見 \mathcal{O} 当該 又 は 母子 意 加 向 \mathcal{O} える。

百 九 条 中 婦 人 相 談 所 を 里 親支援セ ン タ 女 性 相 談 支援 セ ン タ

に改める。

応じ意見聴取その 第二百九 第二百十二条 条中 中 他 0 児 \mathcal{O} V 措置 て 童 家 %庭支援セ の 下 に をとることに ン タ 年] より 発達 \mathcal{O} 児童 下 に \mathcal{O} 状況 の意見 里親 そ 又 \mathcal{O} 支援 は意 他 \mathcal{O} 当該 セ 向 ン 児 タ を ĺ 加え 童 \mathcal{O} る 事情 を 加 え

第四章第十節の節名を次のように改める

る

第十節 児童発達支援センター

第二百二十 -七条か ら第二百三十条ま で \mathcal{O} 規 定 中 祉 型児童 発達支援 セ

を「児童発達支援センター」に改める。

第二百三十一条を次のように改め

第二百三十一条 削除

第二百三十二条を次のように改める。

(心理学的及び精神医学的診査)

第二百三十二条 児童発達支援セン タ お V て 障 害児 に 対 して行 う心 び

精神医学的 診 査は、 児童の る福祉に 有害 な実 験 に わ たっ て は なら な

い

帰四章第十一節を次のように改める。

第十一節 削除

第二百三十三条から第二百三十六条まで 削除

える。 情 第二百 に応じ意見聴 第二百四十 兀 + -一 条 中 兀 取そ 条 中 \mathcal{O} 児 他 0 童 V \mathcal{O} て 家庭支援セ 措置をとることによ \mathcal{O} 下に ンタ 年 Ċ り \mathcal{O} 下 発 達 児 童 に \mathcal{O} $\vec{}$ \mathcal{O} 状況 意見又は 里 親支 その (援セ 意向」を加える。 \mathcal{O} 当 ン ター」 該児童 を \mathcal{O} 加

える。 情に応じ意見聴 第二百五 第二百五 兀 条中 取そ 条 中 \mathcal{O} 児児 他 0 童 \mathcal{O} V 家庭 て 措置をとることによ 支援セ \mathcal{O} 下 に ンタ 乛 年 _ ŋ \mathcal{O} 下 発達の 児 童 に \mathcal{O} 状況 意見又 里親支援セ そ \mathcal{O} は 意向」を加える。 \mathcal{O} 当該児童 ン タ _ \mathcal{O} 加

第二百 五. 八 条第二 項 中 婦 人 相 談 員 を 女 性 相 談 支援 員 に 改 8

第四章第十五 節中第二百 五十 九 条を第二百 六十五条とする。

四章中 第十五節を第十 - 六節と 第十四 節 \bigcirc 次に 次の 節を加える。

第十五節 里親支援センター

設備の基準)

第二百 ため れ Ξ. 要な 童 九 並 条 び に 備 親 を設 里. 支援 親 け に なろ セ な け ン うとする者が タ ば な に 6 は、 な VI 事務 訪 室、 問 で きる 談 室 備 そ \mathcal{O} 里 事 及 業を実施 び 里親

(職員)

第二百· 六に規定する基準 二六十条 里親支援センタ \mathcal{O} 例によることとする 12 置 < べ き職 員に係る基 準 は、 省令第 八 八 \mathcal{O}

(里親支援センターの長の資格等)

第二百六十一条 に規定する基 里親 準 \mathcal{O} 支援 例 に セ よることとする。 ン ターの長の資格等に係る基 準 は、 省 令 八 八 \mathcal{O}

(里親支援)

第二百六十二条 養育 そ に行うことによ 児童養育事業に従事する者、 規模住居型児童養育事業に従事する者及 法第二十七条第一 に必要な制度の普及促進、 の最善の され る児童及び里親になろうとする者への支援その他 利 益を実現することを目的として行わなければならない り、里親に養育される児童が 里親支援 項第三号 セ 新たに \mathcal{O} 里親又は 規定による児 タ 里親になることを希望する者 に おけ 小規模住居型児童養育事業に従事する者に び里親 る支援は、 童 心 $\overline{\mathcal{O}}$ 身とも 委託 になろうとする者へ 0 里親制度その に健やか 推進、 の必要な支援を包括的 里親、 に育成されるよう、 \mathcal{O} 開拓、 他 の研修 小 \mathcal{O} 児童の 規模住 里親 の実施、 居型 養育

(業務の質の評価等)

第二百六十三条 それらの 定する業務の 結果を公表し、 質 \mathcal{O} 里親支援セ 評価を行うととも 常にその ン ター は、 改善を図ら に、 自 定期 ら その な 的 に け 行 外部 う法 れ ば な \mathcal{O} 第 5 者による評価を受けて 兀 な 十 兀 条の三第 一項 に 規

(関係機関との連携)

第二百· 関 と密接に さ れ 六 十四条 · る 児 童 連 携 \mathcal{O} 通学する学校並 里親支援 L て、 里親等 セ ン タ \emptyset び 支援 に \mathcal{O} 必 長 に当 要に は、 たら 応じ 児童福 な 市 け 町 村、 れ ば 祉 施 な 児 設 5 童 な 相 児 談 V 童 所 一委員 及 び 等 里 養

陈 則

カュ ら施行 定 正する法 は \mathcal{O} 条例は こする。 障 害者 律 **令** \mathcal{O} 令 和 日 和 常生 兀 六 年 年 活 兀 法 律 及 月 第 U 百 社 日 会生活 兀 カュ 号) ら施 附 行 を総合的に支援す す 則 る。 第 条第 ただ 四号 L に る 第 ため 掲 兀 げ +る \mathcal{O} 九 規 法 条 律等 定 第 \mathcal{O} __ 施 項 \mathcal{O} 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 改 を 正 H

-和六年二月二十日提出

玉 県 知 事 大 野 元 !

の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準等を改定等児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 したいので、この案を提出するものである。

— 174 **—**

第三十四号議案

埼玉県健康づくり安心基金条例 県健康づくり安心基金条例(平成三十一年埼玉県条例第十一号)埼玉県健康づくり安心基金条例を廃止する条例 は、 廃止す

る。

附 則

の条例は、 令和六年四月一 日 か ら施行する。

令和六年二月二十日 提出

玉 知 事

埼

大

野

元

裕

理 由

埼玉県健康づくり安心基金を廃止

したいので、

この案を提出するものである。

提

第三十五号議案

医療法施行条例の一部を改正する条例

する。 医 法施行 条 例 平 成二十四年 埼 玉 県 条例 第四 八号) \mathcal{O} 部 を次 Oう に 改 正

第二条中「及び第四十八条」を削る。

を削 項の 十二条第五 規定 り、 項の 同条第一号に係る部 兀 条第二号中 規定に により読み替えて適用する第五十三条 同 条第 項及び第五十三条 四号中 ょ り読 第 五 み替えて適用する第五十二条第六項及び第五十三条 「栄養士」 分に限る。 十二条の二第 の二第一 \mathcal{O} $\overline{}$ 下に 項の _ を削 「又は管理栄養士」 項の 規定によ り、 (同条第二号に係る部分に 規定 同条第三号 り読 み替えて適用する第五 り読 み替え 中 を加える。 第 五 て 適 限 用す 十二条の二 る。 の二第一 る 十三 五.

十四条 五. 部 十四条の二第一 条 並 分に限る。 み替えて適用 第六条第 びに」を (同条第一 一号中 項 及 する第五十五条並 及 号に係る部分に限 \mathcal{O} び 第五 規定 Ţ 第五十四条の二第一 によ +に 改め 五条の二 り 読 る。 み ŢĶ る。 第一 替え に」を「及び」 項 て適用する 及び第五 項の規定により読 \mathcal{O} 規定 十 五 第五 に改 り か、 読 +条の二第一 兀 み替えて適用する第五 条 同条第二号中「、 み替えて適 同 項 の 条第二号に 規定に 用する 係る 第五 第 ょ り 五.

兄八条を削る。

附則

」の条例は、令和六年四月一日から施行する

-和六年二月二十日提出

埼

玉

県 知 事 大 野 元 裕

提案理由

改 を 定 止 た V す るとともに、 病 \mathcal{O} で、 床 \mathcal{O} 廃 \mathcal{O} 止 に 案を提出する 医 伴 療法施行 11 療養 ŧ 規 病 則 床 \mathcal{O} であ \mathcal{O} を有 部改 する病 正 院等の従 伴 V 業者 病 院 \mathcal{O} \mathcal{O} 従業者 基 \mathcal{O} \mathcal{O} 基 準 例

第三十六号議案

号) 知 の一部を次のように改正する。 \mathcal{O} 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 権限に属する事務処理 の特例に関 関する条例 伞 成十一年埼玉県条例第六十

うに 別表第百二項事務 加える。 の欄中7を8とし、 6を7と 5 を 6 4 \mathcal{O} 次 次 のよ

5 法第二十八条第二項の規定による証明

附 則

Jの条例は、令和六年四月一日から施行する。

P和六年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元

裕

案理由

の権限に属する事務 この案を提出するものである。 病 の患者に対する医療等に関する法律 の一部を川越市、 Щ П 市及び越谷市 \mathcal{O} 部 改正に が ょ 処理することとしたい り新たに規定され た知

第三十七号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

次 \mathcal{O} ように改正する。 玉県産業技術総合センター · 条 例 平 成十四年埼玉県条例第 八十四号) \mathcal{O} ___ 部 を

ウまでを 次に次 を削 でと 別 り、 į 二を 表第一第一号の表第五項中チを \mathcal{O} ように 同 ハとし、 彐 7 をオと カコ 項ヨ中「一九 らムまでと 加える。 ホを削 ŕ ケをク b, ○円」を「六八○円」に改め とし、 ヰを削り、 へをニとし、 同表第六項中 削 をウと リをチとし か 6 Ļ ルまでをホ 1 · を削 才 を中と 同項中ヨをカとし、 ヌ カン からリまでとし、 口 5 を カまでをリ クを とし、 か ハ をロと タか ら その ワ ま

ヌ マルチミル (食品用)
時間
四门〇

 円

表第 の表第六項中ヲをルと ワからソまでをヲからレまでとし、

 \mathcal{O} 次に次の 食品 ように加える。 用 乾 |燥機 時 間 九〇円

表第一 号の表第八項タ を削 り、 同 表第九項中 カ をヨとし、 ワをカとし、 ヲ

をワとし、ルの次に次のように加える。

顕微ラマ ン分光光度計 時 間

							の表第一項中						
					る分析	ンサによ	(19) 味 覚 セ	ザによる定量分	(18) ア ル コ ー	分析	(17) X 線 回 転	析	(16) 熱分析
味測定	渋味及び甘	苦味、旨味、	酸味、塩味、	定	及び渋味測	苦味、旨味	酸味、塩味、	正量分析	ールアナライ		線回折装置による		分析装置による分
		測定	一試料			一 測 定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料	一測定	一試料
〇円を加える	ごとに五、一	(一試料を増	一九、八〇〇	〇円を加える	ごとに四、三	(一試料を増	一四、三〇〇		二、 四二〇		九、七七〇		三、八八〇

別表第二第

号

Ď

(16)

顕微ラ

試

料

. 分析

試

九

八二〇

円

定 料

測

7

ン分光

六〇		項 中	○ 九 す 円 ○ 七 す 円 円 円 円
〇 〇 円		(8)	ϵ
	測 試 項 試 定 料 目 料	粒 度 分 布 試 験	(20) (19) (18) (17) るンサ味にア析X 熱 分サ味に労みから 分計 折に覚よル 線 分 分計 よセるコ 回 析
	を が で と に 九 定 こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	(中)	よ セ る コ 回 析 析 に
	五、三三〇円 三、三〇〇円 一測定を増す		検大大 <t< td=""></t<>
	K	項 試 目 料	
	(1) 定	五	測試 測試 測試 測試 測試 測試 定料 定料 定料 定料 定料
	膜 厚 測 に 蛍 る 電 よ 光 の 式	、 三 三 〇 円 。 を	 (一時間を増す (一時間を増す (一時間を増す 二、四二〇円 一九、七七〇円 一九、九〇円を加える。) 一九、八〇円 一九、九〇円 一九、八〇円 一九、十七〇円
	によ もの 一層 かの 一層 かの 一層 かの 一層 か。 一層 か。 一層 か。 こ、 こ、 で、 一層 か。 こ、 に、 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	(9) (8) ぬ 粒 れ 度 性 分 試 験	に改め、同表第二

め、 を増すご 時 合サ 〇円 ごとに五、七八 五、 囲気熱処理試 〇円を (一測定を増す 七三〇円を加え を増すごとに四、 同 を加える。) (二四時間まで イ 表第七項中 ク 円 五二〇円 五〇〇円 ル 九三〇円 試 を 験 験 (1) 二四時 を 間 (9)(8)(5)(4)(6)時間 込め 膜厚測定 製 イザ試験片調製 に改め、 (8)精密研磨器による調 顕微鏡試験片調製 硬さ試験片調製 衝擊試験片調 工芸材料試験片調製 X線マイクロ による測定 る。 を増すごとに四、 七三〇円を加え 非接触三次元測定機 (二四時間まで 八 同表第三項中 九三〇円 六九 アナラ 製 \bigcirc 層 試 三〇分 三〇分 三〇分 三〇分 三〇分 三〇分 料 を (8) (9)による測定 測定 試料 (5) ね 非接触三次 U 複合サ \mathcal{O} 六〇〇円 ごとに五、七八 五、 (一測定を増す 測 円を加える。 六一〇円 三五〇円 七六〇円 五. 七 $\overline{}$ 定 九 五 1 元測定機 五〇〇円 Ŏ 円 \bigcirc \bigcirc ク 円 円 ル に、 試 験 を (6) 測定 試料 測定 試 料 四四 に改 間 (5) (4) (7) (6)雰

(10)よる調製 平面ミリング装置に | 一試料 九一〇円

平面ミリ る調製 X 線 ザ試験片調製 顕微鏡試験片 硬さ試験片調 マイ クロ ング装置に アナラ 調 製 製 三〇分 三〇分 三〇分 試 料 三五〇円 七六〇 九 五. 九 __ \bigcirc \bigcirc 円 円 円

に改める。

附 則

の条例は、 公布 \mathcal{O} 日 から施行する。

令和六年二月二十日 提出

埼 \equiv 県 知 事

大 野 元

裕

提 案 理 由

もに、 験に係る手数料の額を定め、 を廃止したい 新たに埼玉県産業技術総合 老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定め \mathcal{O} で、 この案を提出するものである。 並びに センター 試 験 の試験研究機器に係る使用料 研究機器に係る使用料 \mathcal{O} 額を改定するとと \mathcal{O} 額及び 依 頼試

第三十八号議案

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

を次 \mathcal{O} よう 埼 玉 県 改 建 樂基準 正す Ź 法 施 行 条 例 昭 和三 + 五. 年 埼 玉 県 条 例第三十 七 \mathcal{O}

住宅 第二号及 は 当 に 第 五 項各号に 該 次 \mathcal{O} 建築 ホ 十六 \mathcal{O} 共 用 各 び 第三号 号 \mathcal{O} 物 掲 ム、 条 を 廊 \mathcal{O} げ O加え 住 る建 下 七 第二項 又は 宅 に 祉 る 築 お ホ 階 物 \mathcal{O} V 段 下 \mathcal{O} 7 Δ 中 に \mathcal{O} 部 そ 老 分を除 「及び・ 用 \mathcal{O} t 人 に 他 \mathcal{O} ホ 供 \mathcal{L} \mathcal{O} 老 す れ 住 る 人 5 宅 Δ ホ 以 等 に \mathcal{O} _ 下 を 類 用 $^{\sim}$ لح Δ す 途 \neg 等 次に る \mathcal{O} V に 項に う。 供 ŧ を 加 掲 \mathcal{O} す $\overline{}$ げ お る 议 る え 部 V \mathcal{O} 用 下 建 て 分 同 途 築 同 物 条 じ。 に \mathcal{O} を \mathcal{O} 第 供 項 兀 す 並 to 項 U 0 改 中 に 部 に \mathcal{O} 改 第 \Diamond 分 共同 8 兀 宅 (第 項 同 又

- 令第百三十五 条 \mathcal{O} 十六 に 規 定す る 昇 降 機 \mathcal{O} 路 \mathcal{O} 部
- 共同住· 宅又は 老人 ホ Δ 等 \mathcal{O} 共 用 \mathcal{O} 廊下 又 は 階 段 \mathcal{O} 用に 供 する部
- る。 湯設備 建 11 築設 ŧ 宅 \mathcal{O} 又は老 で、 لح 備 そ の他 を 設置す て同 知 人 事 \mathcal{O} 法第 ホ が 号に規定す る 交通上、 た ム 等 五十二条第 \aleph \mathcal{O} に設ける 安全上、 る ŧ 国土 \mathcal{O} で 六 機 交通 あ 項第三号に規定 械 防 0 室そ 省令 火上及 て、 で定め \mathcal{O} 市 他これ び 街 衛生上支障が 地 る基 す \mathcal{O} に 環 る 類する建 準 境を害する 国土交通省令で定める 12 適合 な 築物 けるも VI おそれ と 0) 認 部 め \mathcal{O} 分(給 が る な 限

界五十六条の七第六項に次の一号を加える

物で構 壁に 玉 る ギ 土 建 交 関 通 造 物 す (平成 る 費性 省 \mathcal{O} 令 Þ 工 工 で定め 事 能 むを <u>二</u> ネ そ を ル 得 七 \mathcal{O} ギ VI う。 る な 年 他 Ł 1 \mathcal{O} 消 屋外に ŧ 次 \mathcal{O} 条第 第 性 \mathcal{O} とし 五 能 面 兀 十三号) (建 す 項に 7 法 る 築物 建築物 第 お 五. 第二条第一 V \mathcal{O} て エ 十二条第 ネ 司 \mathcal{O} じ。 部 ル 分 ギ 項第 $\overline{}$ + に 兀 関 \mathcal{O} 消 項 す 向 号 第三 る 性 上 工 \mathcal{O} に 能 号 事 た 規 \mathcal{O} に を め 定 向 規 行 必 す 上 定 う 要 る 建 な す 関 工 る す

率 に 五. 同条第三項 改 六 \mathcal{O} 司 条第 \mathcal{O} 八 次 \mathcal{O} 兀 見 項 出 次 \mathcal{O} 中 L 並 「前三項」を 項 び を 加 司 え 条 る。 第 前 項 及 各 項」 び 第二項 に 改 中 \otimes 同 建 項 \sim を VI 同 率 第 を 五. 項 建 蔽

4

建築 項 が 7 面 規 全 す \mathcal{O} 定 る エ 五. 建 ネ 十三条 カン 築 ル 火 物 カコ 上 わ \mathcal{O} 及 らず 第 部 消 び 五 分 費 衛 項 に 性 生 その 第 関 能 上支 兀 す \mathcal{O} 許 号 る 向 障 に規 工事 上 可 が \mathcal{O} \mathcal{O} な 定す 範 を た V 行 囲 8 と 内 る う 必 認 建 要な に 玉 \Diamond 築 お +: て許 物 外 V 交 て、 通 壁 で 可 省 構 関 \sum_{i} 令 造 たも れ で 上 す b 定 P る to 工 \mathcal{O} \otimes \mathcal{O} を 事 規定に る 建 得 そ な \mathcal{O} \mathcal{O} 率 で V 他 は \mathcal{O}

度を超えるも のとすることができる。

第五十六条 \mathcal{O} 八に次 の一項を加える。

6 する。 第 五 十六条 の五第二項 \mathcal{O} 規定 は、 第四 項 \bigcirc 規定による許可をする場合に 準用

第二条 埼玉県 建築基準法 施行 条 例 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ように改 正する

第十八条中 「主要構造部」を 「特定主要構造部」に、 「耐火構造 又 は を

火構造でない、 又は当該部分の主要構造部が」 に改める。

第三十二条中 「主要構造部」 を「特定主要構造部」 に 改 め、 耐 火構造又は

 \mathcal{O} 「主要構造部を」を加える。

法 律 第五十六条の を「建築物 七第六項 \mathcal{O} エネ 第四号中 ル ギー 消 費性 建 能 築物 \mathcal{O} 向 \mathcal{O} 上等に エ ネ 関 ギ す ^る法律」 消 費性能 に \mathcal{O} 改 向 \otimes 上 に する

目 カュ ら施行する。 の条例は、 公布 \mathcal{O} 目 か 6 施行 す る。 ただ 第二条の 規定は、 令 和 六年四 月

六年二月二十日 提出

埼 玉 県 知 事

大 野 元

裕

理 由

た 区 V 域 築基準 O内 にお で、 法 ける建築物 の案を提出 \mathcal{O} _ 部改正 \mathcal{O} 「するも 敷地 を踏まえ、 又は構 Oである。 都市計 造 \mathcal{O} 制 限を緩 画 区 域 和 以外 す るととも \mathcal{O} 区 域 のうち に、 知事 規定 \mathcal{O} が指定する 整備をし

第三十九号議案

埼玉県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

次の 埼玉県工業用水道料金徴収条例 ように改正する。 (昭和四十一年埼玉県条例第六十五号) の一部を

録する」に、同号ロ中 しない」に改める。 第三条第一項第三号イ中 「記録紙を使用しない」を「一時間イ中「記録紙を使用する」を「一時 時 間 における使用水量を記録間における使用水量を記

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年二月二十日提出

埼 玉 県 知 事

大 野 元

裕

提案理由

入することに伴い、 工業用水の使用者の利便性 超過料金に関する規定を改めたい の向上を図るため、 使用水量の確認に電磁的方法を導 ので、 この案を提出するもの

である。

第四十号議案

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例 (昭和三十年埼玉県条例第二十号) O

部を次のように改正する。

第一項中「七百二十九人」 を 「七百三十 人 に改め

附 則

の条例は、 令和六年 匹 月 日 カュ ら施行する。

令和六年二月二十日 提出

埼 玉 県 知 事

大

野 元

裕

案 理 由

提

務局職員の定数を改定したいので、 人一台端末を活用し た個別最適な学びの推進等に対処するため、 この案を提出するものである。 教育委員会事

— 185 **—**

第四十一号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

に改正する。 埼玉県学校職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二十一号) の一部を次のよう

第二条第一項の表を次のように改める。

その他の職員	校長及び教員(副 教諭、教諭、養護 教諭、助教諭、養護 をいう。)	職員種別学校種別
一、 三 六 四	七、八 五 人	限る。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
五 一 人 五	四、七 二 人	援学校 村立の特別支 明立及び市町
五 一 人 四	九 六 八 九	課程を含む。) 学校(義務教 学校の後期 で市町村立中
一、 〇 二 五	六 八 九 一 七 二 八 人	程を含む。)

附則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 年三月三十一日までの間は、 七人」と、 改正後の第二条第一項の規定の適用については、 九、 六八 九人」とあるのは 同項 の表中「七、 「九、七九三人」とする。 八五四人」とあるの 令和六年四月一日から令和七 は 七、 九一

令和六年二月二十日提出

埼

提案理由

 \mathcal{O} 定数を改定したいので、 高等学校及び義務教育諸学校における教職員 この案を提出するものである。 の標準定数の変更のため、 学校職員

埼 玉 県公立学校情報機器整備 基金条例

(設置)

う。)を設置する。 条 経費の財源に充てるため 初等中等教育 段 階 \mathcal{O} 公立学: 埼玉県公立学校情 · 校 に おける情報機器の整備に係る事業に要する 報機器整備 基金 (以 下 「基金」とい

(積立て)

算で定める額とする。 基金として積み立てる額は、 当該積立てをする年度 \mathcal{O} 一般会計歳入歳出

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その より保管しなけ ればなら ない。 他最も確実かつ有利な方法に

基金に属する現金は、 必要に応じ、 最も 確 実か 有利 な有価証券に代えること

ができる。

(運用益金の 処理)

四条 基金の 運用から生ずる収益は、 般会計歳 入歳出予算に計上 \mathcal{O}

金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、 第一条に規定する事業に要する経費の 源 に充てる場合に 限 り、

これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例 に定め Ł \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 基金 \mathcal{O} 管 理 関 必要な事 項 は、 知 事 が 定

2 1 この条例は、 公布 \mathcal{O} 日 から施行する。

この 条例 は、 令 和 +_ 年三月三十一日 限 b, そ \mathcal{O} 効力を失う。

令 和六年二月二十日 提出

玉

県 知 事 大 野 元 裕

財源に充てるため、埼玉県公立学校情報機器整備基金を設置したいので、この案を初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の提 案 理 由

提出するものである。

第四十三号議案

埼玉 県地方警察職員定数条例 の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例 昭 和二十九年埼玉県条例第二十八号) O_ 部 を次

 \mathcal{O} ように改正する。

則第一項に見出 しと 7 施 行 期 日 を付する。

則第二項に 見出 て (定数 外 \mathcal{O} 職員) _ を付し、 附則 に 次 0 項を 加 え

る。

(職員 \mathcal{O} 定 数 \mathcal{O} 特

3 の定数は、第二条第 令和六年四月一日か ら令和 項 \mathcal{O} 規定にかり 七年三月三十 カュ わらず、 · 一 日 ま で 同項で定める職員 O間 は、 次 \mathcal{O} 各号に掲げる の定数に、 そ

れぞれ当該各号に定める数を加えた定数とする。

警部 一人

警部補及び巡査部長 三人

 \equiv 警察官以外 \mathcal{O} 職員 二人

附 則

の条例は、 令和六年 匹 月一 日 カュ ら施行する。

令 六年二月二十日 提出

埼

玉

県 知 事 大

野 元

裕

案

を定め、 定 年 たい \mathcal{O} 引上げに伴 \mathcal{O} で、 この案を提出するも V) 警察官 \mathcal{O} 階 級 \mathcal{O} 別 である。 の定数及び警察官 以 \mathcal{O} 員 \mathcal{O} 定数の

第四十四号議案

-四号) 玉 県公安委員会等が行う事務に 埼玉 の一部を次のように改正する。 県公安委員会等が行う事務に関する手数料 関する手数 《料条例 条例 棄 成 \mathcal{O} 十二年埼 部を改正 玉県条例 する条 第 例 五

別 表第六 号の 表第五号中「 一万二千七 百 円 万 兀 千 円 に 改 8

二号ず を第 第二号と 備業認定証 一号とし、 表第九号 五号とし、 9 繰り 第九号 更新 \mathcal{O} 同 げ、 表中第四号を削り、 申請手数料」 表第二号を 第十号 \mathcal{O} 第九 四を第十号とす から第 号 削 の二を第 り、 を 十二号までを二号ず 「警備業認定更新申請手数料」に 同 る。 八号 第五号を第三号とし、 表第三号中 とし、 第九 \neg 認定証 号の三を第九号と つ繰り下げ、 *の* 第六号 を 第九号 認定 改 カュ め、 ら第九号までを の」に、 Ļ \mathcal{O} 同号を同表 第十三号 五を第十

別表第十号を次のように改める。

É 車. 運転 代行 業の 業務 \mathcal{O} 適正 化に関する法律に基づ く手数料

別表第十二号を削る。

附則

 \mathcal{O} 条例 は 令 和 六 年 匹 月 日 か 5 施 行 す ´る。

·和六年二月二十日提出

県 知 事 大

野

元

裕

埼

丟

定 案 理 由

を廃 る等 法 デ ジ 止するととも 等 た \mathcal{O} タ V ル 部 社 \mathcal{O} で、 を改 会 \mathcal{O} に、 形成を 正す \mathcal{O} 案を提 る法 図 る 銃 \mathcal{O} 律 出する 操作 ため \mathcal{O} 施 及 行 \mathcal{O} Ţ 等 規 射撃 \mathcal{O} 制 であ 伴 改革 \mathcal{O} 11 技能 を推進 る。 に 関す 業認 する る 定 講習手数 証 \Diamond 再交付手数 \mathcal{O} デ ジ 料 タ 0 ル 社会形 額 料 等 を改定す \mathcal{O} 定め 成